

# Study on the Transition to NEP in Revolutionary Russia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-12-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kajikawa, Shinichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00049291">https://doi.org/10.24517/00049291</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



革命ロシアにおけるネップ体制の成立過程に関する研究

課題番号 12610385

平成 12-14 年度科学研究費補助金（基盤(C)2）研究成果報告書

平成 15 年 5 月

梶川伸一 金沢大学文学部教授

金沢大学附属図書館



0300-02140-2

## 凡例

人名には力点が打たれているが、既に流布している人名についてはこの限りではない。

電文などの原文で、句読点が省略されている場合があるが、それらは断りなしに補われている。

県名は原則として、県都に一致する（ヴェリキイ=ウスチュグを県都とするセヴェロドヴィナ県を除く）。

この時期には行政区域の変更が頻繁に生じたが、その当時の行政区域で表示される。

[ ] 内は筆者により補われたことを示す。

本書では、次の公文書館（アルヒーフ）資料が利用されている。

Российский государственный архив социально-политической истории. (社会政治史ロシア国家アルヒーフ。本文ではРГАСПИと略記)

Государственный архив Российской Федерации. (ロシア連邦国家アルヒーフ。本文ではГАРФと略記)

Российский государственный архив экономики. (経済ロシア国家アルヒーフ。本文ではРГАЭと略記)

Центральный архив федеральной службы безопасности Российской Федерации. (ロシア連邦保安局中央アルヒーフ。本文ではЦА ФСБと略記)

## 研究組織

梶川伸一 金沢大学文学部教授

交付決定額	直接経費	間接経費
平成12年度	1,000 (単位：千円)	0
平成13年度	900	0
平成14年度	500	0
総計	2,400	0

## 研究発表

出版物 梶川伸一 「ロシア革命の再検討」、社会経済史学会 編『社会経済史学の課題と展望』、有斐閣、2002年8月、491-501ページ。

はじめに

1921年のソヴェト=ロシアで現出したのは、農業であれ工業であれ経済システムの完全な疲弊と荒廃であった。農民の気分は、戦時共産主義の開始とともに実施された割当徴収の徴収の際の食糧活動家の合法的並びに非合法的行為によって完全に打ちのめされるか、憎悪に脹れあがっていた。この時期に、ソヴェト権力の崩壊に関する様々な風聞が、特に農村で流布していたのは偶然ではない。サマラ県では、「都会では子供たちは鼻疽のために大勢が死んでいるとの風聞が広まった。この風聞が否定された後、ソヴェト権力は国内の経済を打ち立てるのに無力であることを悟り、そのために国全部をアメリカに譲渡したとの風聞が流れた。農村では、モスクワに100万のアメリカ兵が到着し、さらのすべての工場では既にアメリカ人労働者が働き、アメリカ軍が工場を防衛していると囁かれている」。県チェー・カーは、同県ブグルスラン郡でトロツキーが国外に亡命したとか、農民蜂起のためにコムニストはブグルスラン市を見捨てたなどの扇情的風聞を確認した。これら風聞が民衆の潜在的願望の表出とするなら、これらが意味するのは明らかである。\*1

それと同時に、ロシア全土でポリシェヴィキ党組織も完全に崩壊していた。その理由は党員の前線などへの動員ではなかった。「党内の雰囲気の評価するなら、一方では、組織からの同志の脱党と、もう一方では、新たなメンバーの加入を指摘することができる。脱党の基本的理由は、組織がこれら同志に十分な政治教育を施すことができず、彼らは党の理念に涵養されることなく、机上でのみ党員として存在していたということであり、そのため、彼らにとって党の規律は重苦しく、自分の利益のために党内に留まっていた」と、タムボフ県モルシャンスクから21年春の党内状況が報じられたように、自発的脱党が急速に広まり、特に農村での活動は殆ど不可能であった。\*2こうして、地方の党組織は活動家の慢性的不足に悩まされ、そのための党活動家の配置転換と異動は日常的現象となり、地方での党活動の命運はロシア共産党中央委組織局による人事異動に全面的に支配されるようになった。

21年の政策転換を考察する際に、従来の見解では同年3月に開催された第10回ロシア共産党大会の決定を過大評価しすぎていたように思える（以下断りがなければ、党とはロシア共産党を指す）。20年末からの「党内の危機」と評価される労働組合論争など、地方紙では殆どまったく取り上げられなかった。21年夏以後に広汎に展開される、党の「粛正」の問題は、党大会での分派闘争の禁止決議や党の統一との関連で解釈されてきたが、それはこの時期の党組織の疲弊と崩壊現象という現実を無視することになる。これは「粛正」ではなく、不適切なコムニストの党からの文字通り「浄化 чистка」である。\*3

21年1月初めに出されたサマラ郡食糧会議プリカース〔命令書〕1号は、党活動家の弛緩により割当徴収が滞っている現実に危機感を募らせた。「1月15日は、全ての食糧組織が革命的プリカースの手続きで、それらに課せられている穀物とその他の割当徴収の完遂が義務づけられている期限である。それでも、県食糧会議の一連の絶対的要求とプリカースにもかかわらず、サマラ郡の食糧地区での調達や活動での集中力と緊張状態は絶対的に低下している。[・・・]食糧、党、ソヴェト活動家は彼らに課せられている任務を忘れ

始めていることが認められる。サマラ郡食糧会議は、食糧カムパニアのもっとも速やかな終了と播種カムパニアの組織化に向けて適時な措置を執る必要があるとの目的で、同じく、1月15日までに全割当徴発を100%遂行せよとの人民委員会議長レーニンと県食糧会議の絶対的命に鑑み、「郡のすべての党・ソヴェト機関に活を入れ」るなどして割当徴発を100%遂行するよう命じた。それでも、郡播種委員会を督促する目的で播種カムパニアに郡党委員会は205人に動員を命じたが、157人だけがそれに応じ、郡農業部と播種委員会の機関の定員の僅か30%だけが充足された、と3月に郡農業部部長は報告したように、農村での党・ソヴェト活動は崩壊していた。<sup>\*4</sup>

このような、戦時共産主義期末から特に深刻になるロシア国内の全般的な危機的現実を抜きにして、21年の政策転換を検証することはできない。これが、現物税体制の成立過程を考察する際の前提である。

ネップ（新経済政策）への移行に関する一連の研究書の中で、1960年代後半に出版された、Ю・А・ポリャコフの『ソヴェト農民経営』とЭ・Б・ゲーンキナの『レーニンの国家活動』は、依然として無視できないだけの価値を持っている。<sup>\*5</sup>双方ともに、当然のことながら、ヴォルガ諸県を襲った飢饉について、現物税の徴収に関連づけて飢餓住民のための国家的支援を中心に触れている。当然にも、そこでは飢饉の原因は、旱魃である。要するに、従来の穀物生産地帯の飢饉にもかかわらず、成功裡にネップへの移行を達成したというのが、これら考察の基調である。<sup>\*6</sup>

だが、アルヒーフ（公文書館）資料、特に国家保安部の、は、この時期にヴォルガ地方だけでなく、西部と中央農業諸県の一部をごく僅かな例外として、ロシアの殆ど全土が飢餓に陥ったことを示している。したがって、飢饉は、ネップへの移行に際しての副次的付随的現象ではなく、そこでの本質的要因と考えるのが合理的であろう。つまり、飢饉にもかかわらずネップへの移行が達成されたのではなく、飢饉であったからこそ21年の政策転換が生じたのである。

しかし、問題がより深刻なのは、全ロシア的規模の飢饉にもかかわらず、レーニンを含めて当時のポリシェヴィキ指導部はこれを深刻な問題として受け止めていなかった事実である（この実情を充分知悉していたにもかかわらず）。その大きな理由の一つは、彼らが依然として共産主義的「幻想」に囚われていたことである。この「幻想」が崩れ去ったとき、ようやく新しい路線に転換する道が開かれることになった。

ソヴェト史の再評価を求めて、錚々たる研究者の論文集として公刊された大部の著書の中で、С・В・ヤーロフは、「ネップへの移行を促した主因に関して、歴史家に合意はない」とこの問題解決の困難さに触れ、「ソヴェト文献では、内戦の終了で権力と農民との関係を再検討する必要性から、ネップの導入は予定されていたとするのが、多数意見である。この過程は必然的で、21年の経済・政治危機はそれを促進したに過ぎない。他方で、多くの西欧研究者は、21年危機を戦時共産主義を再検討するための基本的理由と見なしている。クロンシュタット叛乱と結びつけるものもある」と、従来の学説を紹介するだけで、自説の主張を慎重に回避している。<sup>\*7</sup>本書では、いかなる環境で現物税体制が成立したかを叙述することで、従来の学説を再検討しよう。

まず、十月革命後から飢餓はいっそう深化した事実を指摘しなければならない。

### 1) 飢餓は続く

1917年2月23日のペトログラードでのパンよこせデモで始まった二月革命は、さらに深刻な飢餓の最中に十月革命へと転化した。元々飢餓状態にあったペトログラード、次いで、18年3月以後モスクワを拠点とするボリシェヴィキ政府は、政権樹立と同時に直面したのが、都市労働者への食糧の確保であった。個々のまたは組織労働者の担ぎ屋行為を統制し、組織することから始まった国家的食糧調達活動は、農民の貯蔵から穀物を汲み出す段階になって、次第に農民だけでなく地方権力と対立するようになった。

十月への過程で、既に地方農村での革命は都市革命に先行し、郷や村から県までを単位とした自立的権力が生まれていた。これら地方権力の多くも一様に穀物不足に悩まされ、それらは地域内の食糧を確保するために、おもに中央の工業地区から派遣される労働者部隊による穀物徴収に激しく抵抗した。これら農民の抵抗が、旧ソ連史学界では「クラーク反乱」と解釈された。ヴァトカ県ヤランスクから19年4月初めに次のような農民一揆が打電された。「郡では一週間に渡り食糧が原因で過激行動が起こった。シャライグスカヤ郷では武装した匪賊によって郷執行委員が殺害された。セルジスカヤ郷執行委員は、群衆による脅しの下に集荷所から約2000プードの穀物を分け与えた。コルリャコフスカヤ郷では群衆により食糧軍兵士が惨殺された。そのほかあらゆる郷で、住民は動揺し、脅し、穀物倉庫を破壊している」。\*8これら実例を典型とする飢餓一揆が各地で頻発した。

ボリシェヴィキ権力は軍事力なしに穀物調達は不可能になり、都市と農村との分裂は決定的となった。レーニンによって再三提唱された「労農同盟」はまったく架空の「神話」でしかなかった。中央黒土地帯にあるタムボフ県食糧会議は18年12月半ばに、「県からの食糧軍の撤収による大きな打撃が明らかにされた。集荷は最小限にまで低落し、家畜の徴収は完全に停止した。[...]担ぎ屋の波が再び活発化し、一面レベジャニ郡を埋め尽くした」と伝えた。またタムボフ郡党委員会と郡執行委員会は、郡ではクラークの力は強く、党細胞が組織されていないので、6月から10月の間に農民の直接行動が勃発したことを考慮して、郡チェー・カー〔対反革命特別委〕組織の設置をレーニンに要請した。この時期に穀物調達のために赴く労働者部隊は、一様に関係機関に武器の引渡を要求した。サマラ県労働者局は19年秋に、武器なしでは県での調達活動が不可能なので、たとえ、部隊の3分の1にでも武器を引き渡すよう、労働者徴収部隊を統轄する軍事食糧局に要求した。多くの地方食糧委は武器の不足に悩まされ続けた。\*9

「クラーク反乱」と認定した以上、これら飢餓一揆を武力的に鎮圧することは、農村における階級闘争の行使として正当化された。この素朴な階級闘争論の認識が、ロシア民衆の悲劇を生み出す主要な原因の一つとなった。農民の飢餓にボリシェヴィキ権力がきわめて鈍感であったのも、根元は同じである。

このような状況の中で、ロシア革命の誘因となった飢餓は、ボリシェヴィキ権力の下で解決されたのではなく、いっそう強まった。19年夏の地方チェー・カーからの報告書はその事実を簡潔に、そして適格に指摘している。「ノヴゴロド県。ペロゼルスク。5月23日。苔と白樺からパンが焼かれている。ニジェゴロド県。イゾフカ。6月2日。われわれは畑に播種しなかった。小麦も全部食べた。オリョール県。トゥルブチェフスク。大きな飢餓。ドゥプロフカ。6月8日。穀物はなく、どこにも見つからない。」これら飢餓の最大の原因は、消費基準を超えて一切合切徴収するそのやり方、すなわち、19年1月以後に全国的

規模で導入された割当徴発であった。「トヴェリ県。ラメシキ。5月5日。ここではすべての穀物が取り上げられ、2月から食い手当たり2フント〔1フントは約410グラム〕しか残されず、そのように生活すれば餓死しなければならない。イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク。われわれは餓死するだろう。われわれには月7から5フントしか残されていない。」既にこの時期からいくつかの地方で餓死の存在が報告された。「トヴェリ県。6月13日。次第にひどい生活になり、民衆の非常に多くが栄養失調のために死んでいる。リャザニ。6月23日。われわれのところにはひどい飢えがあり、1日に10人は死んでいる。全員が飢えてやせ衰えた。イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県。ロチャンキ。6月23日。今では家畜のようにあらゆる雑草を食べている。われわれ民衆は飢えて大勢が死んでいる」。このような飢餓の直接的結果は、中央権力への不満である。「サマラ県。エルショフ。6月4日。馬具、首輪、飼料をともなう〔家畜〕動員は農民の不満を引き起こしている。」ニジェゴロドからは、役馬の不足のために完全播種ができなかったと報告された。「サラトフ県。ヴォリスク。われわれは天からの解放者としてコルチャークを待ち望んでいる。バザルィ。5月18日。農民は喜んでコルチャークを待ち望み、コムニストに憤慨している」。そしてより深刻な帰結は、種子がないための播種不足であった。播種不足が待ち受けるのは餓死である。「ペンザ県。クラスノスロヴォドスク。6月9日。種子はまったくなく、土地の半分以上が播種なし」。そのほかトヴェリ県コルチェフから。消費基準をも考慮しない、権力の穀物の収奪によって、農民は明らかに農業生産への意欲を失っていたことも、播種不足の重要な要因になり始めていた。「サラトフ県。バラショフ。6月2日。播種したいが取り上げられるなら同じだ、と言っている。そのようにして播種面積は何10分の1かに縮小した。」\*10

19年の播種不足は20年のさらに凄まじい飢餓を招いた。ボリシェヴィキ権力があらゆる犠牲を払って確保しようと努めた、両首都の食糧事情さえ厳しかった。20年夏のモスクワ市について次のように報告された。7月7日。食糧貯蔵は完全に消尽した。7月10日。モスクワではパン配給券でパンが交付されなかった。8日にソヴェトに女性と子供が集まり、私たちはひどく飢えている、パンをください、と叫んだ。ソコリニキで労働者は憲法制定議会を求めて、デモを挙行した。事態は尖鋭化している。モスクワでは暴動が現れ始め、工場はすべて停止し、民衆はパンを求めている。7月13日。権力打倒を叫んでいる。いくつかの工場でストがあった。ペトログラードでも同様であった。6月28日。工場ではわれわれ全員が飢えて絶滅するであろうとの風聞が流れ出した。ペトログラードはひどく飢え、食堂では一皿しか出されず、パンは減量された。市の売店は完全に閉鎖され、何も手に入れることができない。7月8日から9日にオブホフ工場の労働者がストを行い、もっと多くのパンと食糧を与えるよう要求し始めた。「働かないなら銃撃する」との脅しがかげられた。集会では労働者は、「ソヴェト権力打倒、戦争反対、パンをよこせ」と叫んでいる。プチロフ工場も不穏である。多くの工場は操業を停止し、飢餓のために民衆の間で暴動が始まっている。7月17日。工場でストが始まり、食堂では水一杯だけが出され、パンは8分の1フントしか受け取っていない。地方はさらに悲惨であった。北部のオロネツ県ペトロザヴォドスクでは7月10日の晩に、女性たちが群をなして市参与会に押し寄せ、

すでに1週間も交付されていないパンを要求した。「パンを渡したくないというなら、何のために白衛軍をペトロザヴォドスクから追い出したの」。彼女らを脅して、解散させ帰宅させた。スモレンスク県スモレンスク。7月10日。シュリコフスカヤ郷ヴォラチニヤ村で、反ソヴェト権力の暴動が準備されている。ゴロトフカ。7月19日。民衆は恐ろしく飢えており、このためひどい病気にかかっている。「バラモンジン козлиц [西洋ゴボウ]」を食している。私はこれが何か知らないが、現在飢えた者たちはこれをとびきりのパンと思っている。ドロゴブジ。7月12日。農村には飢餓があり、苔とバラモンジンを食べている。\*11

20年のロシア全土で、飢餓による政情不安は一般的現象になっていた。例えば、8月に地方チェー・カーから届けられた報告書は、異口同音にこのことを物語っている。

トムスク県。コムニストへの対応は敵意がある。農民への政治活動の欠如、農民の無知は、「コムニスト」という言葉は彼らに憎悪を抱かせるまでになっている。クラークの直接行動の時には、あらゆるコムニスとは幼子も一緒に彼らの家族が斬殺された。村ではコムニストの皆殺し *избиения* が起こっている（7月前半）。タムボフ県。農村での非常に困難な食糧危機のため、クラークと聖職者によって反ソヴェトの情宣が行われている（7前半）。オレンブルグ県。サポジコーフ蜂起の影響の下に、オレンブルグの主要な工場で、7月20日から21日に明らかに反革命的性格の労働者の直接行動が起こった。翌朝、市内のあらゆる工場に、鉄道と工場での集会への招聘状が送られた。7月21日に労働者グループは、勝手に様々な職種の鉄道従業員と合同で、労働時間内にミーチングを開いた。次いで、コムニストを議長として集会が始まった。気分は明らかに無政府主義的であった。自由商業を実施し、すべてのソヴェト組織を改選し、ユダヤ人を追い出すことなどが決議された。オレンブルグ鉄道従業員の直接行動の主因は、食糧問題、乏しい党活動、反革命的情宣である（7月25日）。トムスク県。シェグロフ郡で郡食糧委エージェントと民警の殺害は大衆の性格を帯びている。多くの地域で、割当徴発のために不満が増大し、それは武装直接行動になるおそれがある（6月間）。ヴァトカ県。マルムイジュ郡のヴァトツィ村で、飢えた群衆が穀物を要求した。地方権力の側からの多くの非合法的な憤慨させるような行動が見られる（7月24日）。トムスク県。7月前半で頻繁に一揆と蜂起が勃発し、それらは全県に及んだ。ノヴォニコラエフスク郡では7月6日に、ソヴェト権力に対する公然とした武装蜂起が勃発した。蜂起参加者によってコルイヴァニ市が一時占領された。そこでソヴェト活動家が皆殺しされ斬殺され、元コルチャーク派議員と著名な市のブルジョワジーからなる市ドゥーマと管区執行委が組織された（7月前半）。チェリャピンスク県。反割当徴発の公然とした直接行動と、赤軍のために穀物を引き渡すのを無条件に拒否するケースがしばしばあった（6月後半）。サマラ県。農民の間で物質的欠乏が原因で不満が強まっている。農民騒擾が現れている（7月前半）。トムスク県。6月17日にニコラエフスクとナゴルノイタレ村で一揆が勃発し、武装したクラークの一群はコムニストを殺害した。蜂起のおもな理由は、食糧と肉の割当徴発を遂行したくないという農民の気持ちである（7月前半）。タムボフ県。全県で強力に組織された匪賊の活動と、兵役忌避者の群れ *скопление* が認められた（7月前半）。\*12

戦時共産主義期には、国民経済のみならず党組織自体が荒廃したことは既に述べたが、その直接的な原因は飢餓であった。厳しい旱魃の結果、20年秋に飢餓県に認定されるカル



一ガ島のコレリスク郡執行委からの報告が、雄弁のそのことを物語っている。その年6月の郡執行委会議で、「コレリスク郡のすべての市民は、現在あらゆる代用食、雑草、樗の実などを食べている。ひどい飢餓のために、大量の農民住民は自分の播種をうち捨てて、他県に逃げ出し、穀物諸県への通行証を求めて、郡執行委を取り囲んでいる。地方から入ってくる同志からの情報によれば、春蒔き畑の大部分は播種されず、秋蒔きはいくつかの地方で非常に劣悪なのは明白である。餓死のケースがあった。栄養失調のためにあらゆる病気の大量感染が認められる」と報告されたような郡の厳しい食糧事情の中で、郡内での混乱が次のように指摘された。「大量の兵役忌避者が認められるが、そこでは兵役忌避者の多くは穀物を求めて、様々な地方に出向いている。郷は毎日パスポートを持って穀物諸県に出かける者たちで溢れている。市内も同じ状況。この状態は、特にソヴェト施設に反映され、職員は自分の職務があるにもかかわらず、彼らは口実を設けてコレリスクから消えている。郡国民教育部部長がいうには、部内の定員は72人だが、全部で11人しかおらず、全員が十分に職務を全うしているのでもない。7人の参与のうち、たった3人しかいない。[・・・]工場は食糧と軍事動員への不満のためにほとんど機能していない」。\*13  
こうしてソヴェト施設は食糧危機のために機能せず、農民は穀物を求めて軍隊への出頭を拒否した。

戦時共産主義の様々な負担に農民は耐えていたとしても、8月が訪れ、20年の早魃による凶作が明らかとなったとき、燎原の火のごとくロシア全土を農民蜂起が埋め尽くした。

## 2) 割当徴発の停止

従来の見解では、当然にも割当徴発の停止は現物税の実施と同義であった（時にはネッ  
プ構想もこれに関連づけられた）。こうして、農民の気分を緩和するために現物税が導入  
されたとの主張が繰り返された（食糧人民委員部の指令によれば、割当徴発は廃止された  
のではなく、停止されたことにも注意すべきなのだが）。果たしてそうだろうか。農民の  
不満を考慮して割当徴発が停止されたのか、また割当徴発の停止によって農民の食糧事情  
は改善されたのだろうか。さらに、現物税の導入を前提として割当徴発が廃止されたのだ  
らうか。これらの疑問をまず検証しよう。

まず、当時猖獗していた農民蜂起と割当徴発停止との関連を見ることにする。

### 農民蜂起

タムボフ県は、肥沃な黒土を持つ豊かな穀物県として、僅かな期間を除いて戦場となる  
こともなく、モスクワに比較的近距離にあるために、食糧と人的な尽きせぬ資源として、  
革命直後から動員と徴発の対象となり、それに応じて農民蜂起も頻発していた。

後に対匪賊全権として派遣されるアントーノフ=オフセーエンコは、アントーノフ蜂起ま  
での「もっとも農民的な」県の実情を次のように報告した。「南部郡は農民経営の需要を  
考慮せずに寄食する何十もの赤軍兵士部隊に耐えてきた。ソヴェト権力は厳格な軍事行政  
的性格を帯びた。経済、啓蒙組織は充分広汎な建設的活動を展開することができなかった。  
食糧割当徴発は特に重く県に課せられた。前線付近の軍事部隊が集結したため、作物経営  
が凋落したことで家畜と農具に大きな損失を蒙った県は、食糧人民委員部からはっきりと  
した生産県の一つとの認定をずっと受けていた。莫大な努力を払った末に、不相応な負担  
であった 19/20 年度の割当徴発は半分が遂行された。だが、タムボフ県の農民への抑圧は、  
そのほかの「穀物」諸県よりも、決してひどい苛斂誅求があったのではない。食糧部隊の  
蛮行についての話は非常に誇張されている。慎重な調査により、全体とすれば厳しい布告  
と回状の枠内で自重しているこれら部隊による、二、三の深刻な非合法活動が確認された  
だけである。20/21 年度の割当徴発は、前年比で半分に縮小されたものの、完全に力の及  
ばぬものであった。大きな播種不足と非常な凶作の下で、県の著しい部分は自分の穀物も  
賄えなかった」。戦前平均で 1 人当たりの穀物約 18 プードと 7 プード強の飼料の消費であ  
ったが、「割当徴発が 100% 遂行されたなら、農民 1 人当たり穀物 1 プードと馬鈴薯 1,6  
プードしか残らなかった。そこで割当徴発はほぼ 50% が遂行された。既に、[21 年] 1 月  
までに農民の半分が飢えていた。ウスマニ郡、リベツク郡の一部、コズロフ郡では飢餓は  
極限にまで達している（樹皮を噛み砕き、餓死者があった）」。<sup>\*14</sup>

20 年の春の播種は壊滅的と報告され、既にこの時には県内各地で飢餓は顕著になってい  
た。キルサノフ郡からは、「生きて行くことはできない。穀物は取り上げられ、家畜は奪  
われ、われわれには飢餓が残されている」と、リベツク郡からは、「農民からすっかり、  
穀物残らず家畜まで全部を奪っている。何も与えず、衣服も何も与えてくれない。そのよ  
うなことがタムボフ県全土で起こっている。このために暴動が勃発するだろう。農民は部  
隊に反対している。何も播種できない」と、ルジェフからは、「われわれのところには部隊  
が到着し、穀物を取り上げ、1 人当たり 25 フントだけが残されている」との農村の実情が  
報告されていた。<sup>\*15</sup>

20年の収穫が明らかになるにつれ、早魃による県内の異常な凶作が認められるようになり、ポリソグレブスク郡では播種分の収穫まで危ぶまれた。キエフ郡食糧委は、文字通りすべての穀物と家畜を徴収し、畑には何も植えられず、郷の農民は播種のために馬の返却を要請した。リベツク郡では、雹害や早魃のためにライ麦の収穫はなく、郡のある村ソヴェトは、公的文書によって村は自分を賄うことができただけでなく畑に完全に播種することもできないことが確認されていることを根拠に、人民委員会議長とBIIK議長に、「翌年の農業の完全な崩壊をもたらす国家割当徴発」を免除するよう要請した。だが、それでも割当徴発の遂行に権力は容赦しなかった。既に2月にキルサノフ郡の郷執行委議長は、「勤労人民の領袖にして真理の擁護者」レーニンに、現在郷にいる食糧部隊は割当徴発によって消費基準と種子も残さずに穀物を100%汲み出し、貧農は凶作のためにそれを遂行することができず、繁殖用の家畜さえも奪われている現実を訴えた。\*16

内戦が激化するにつれ、召集を拒否したり軍隊から脱走したりする兵役忌避者の数が急増した。赤軍兵士の多くは冬に召集され、夏の収穫期とともに脱走した。夏の徴募は困難で、トゥーラ県11郡(12郡のうち)では、19年5月の志願者が798人であったが、8月には192人に激減した。19年後半で赤軍からの脱走兵は150万を数え、ある戦線では収穫期に80%の兵士が脱走した。動員された兵士は残された家族と畑を心配し、余所への転出命令への拒否反応は大きかった。おもに農民からなる赤軍部隊は、共同体以外で繰り広げられる「世界革命」の夢を決して共有することはなかった。

内戦の勝利とともに、赤軍の輝かしい戦歴が賞讃されたとしても、その実情は厳しかった。入隊した赤軍の食糧事情も劣悪であった。20年2月の部隊に関する現状報告書は、ヤロスラヴリ第3中隊では2月の2日間で「パンーフント、スープ1杯、ピロシキ3個のほかには何もなく」、この部隊は「全員がぼろを纏い、草鞋を履いて」行軍し、ペルミ第4中隊は「パンは1フント以下、スープは水同然」を食し、モギリョフ第4中隊では、「装備はまったく与えられない。裸足で行軍し、草鞋もない。給与はもう3ヶ月間受け取っていない」などの劣悪な現状を37ページにも渡って延々と綴られた。20年8月にシベリア軍事食糧局は、制服が支給されるはずの部隊は古い制服のまま1ヶ月間着の身着のまま、冬装備を受け取れないなら部隊は活動を停止すると訴えた。10月のチャー・カー報告は、装備と衣服がないために、寒さの到来とともに兵役忌避者が著しく増加した事実を指摘した。\*17

兵役忌避者の増加とともに、各地で兵役忌避との闘争特別委員会が設置され、そのカムパニアが繰り広げられた。18年12月の国防会議政令により、兵役忌避はもっとも重大な犯罪として忌避者には銃殺に至る、隠匿者には5年の強制労働の厳罰を定め、19年6月の同政令では、処罰をいっそう厳格にし、現地住民が頑強に忌避者を幫助する場合には、郷または村全体に連帯責任で罰金か強制労働が課せられた。このような措置にもかかわらず、赤軍の徴募は遅々として進まなかった。2ヶ月間原隊に復帰しなかった兵役忌避者は銃殺された。ヴェー・チャー・カーの報告書によれば、20年10月前半で、10万1416人以上の兵役忌避者が捕獲され、712人に銃殺の判決が下された。\*18

兵役忌避者の家族に対する資産の没収と人質は、この闘争の中で広汎に適用された手段であった。厳罰措置の適用は、19年の政令にも見られるように、兵役忌避が広く浸透し、現地住民の支持を受けていたことを物語っている。20年8月にサラトフ県ヴォリスク郡の

村で、兵役忌避者から家畜が没収されたことに端を発して、斧や三又で武装した農民の蜂起が勃発した。このように農民大衆の間に蔓延する動員への恐怖に気づいたポリシェヴィキ指導者は殆どいなかった。第9回ロシア共産党大会に登壇したトロツキーは、輝かしい赤軍の戦歴を引き、強制動員による農民大衆からなる労働軍の創設を提唱したのであった。

\*19

タムボフ県に広がる森林地帯は、兵役忌避者に絶好の隠れ家を提供し、ここにも多数の忌避者が徒党を組んで跋扈していた。20年5月にはタムボフ郡とポリソグレブスク郡の境界付近で、彼らが指囃した農民蜂起はいくつかの郷を巻き込み、派遣された捕獲部隊を武装解除した。20年秋にはその数は25万に達した。彼らは徒党を組み、集荷所やソフホーズへの襲撃を繰り返していた。\*20

これら徒党の指導者の1人が、元エスエル党员A・C・アントーノフであった。8月に兵役忌避者の捕獲にタムボフ県カメンカ村を訪れた部隊は匪賊に急襲され、その後県チェー・カーから派遣された部隊も村付近で粉碎された。8月19日に決起した約150人の農民は、付近のソフホーズを襲い、家畜を掠奪しコムニストを殺害した。赤軍部隊によって村が鎮圧された24日の晩に、部隊を引き連れたアントーノフが到着した。これが、その後1年数ヶ月にも及び約5万人の犠牲者を出したアントーノフ運動の始まりであった。

この蜂起に関するもっとも早い中央への報告書（全ロシア繊維工労働組合中央委への報告）は、その有様を次のように生々しく描いている。タムボフ県では毎年蜂起が起こり、匪賊の領袖「アントーノフ「何某」は、農民が彼に共鳴しているのを見て、自分の十分に武装された匪賊とともに攻撃を開始したが、農民並びに労働者は完全に反革命的気分にあることを強調しなければならない。そのため、アントーノフの蜂起はサムボル〔おそらく、カメンカの北にあるサンプルの誤り〕駅と村で起こり、当然にも農民と労働者は匪賊に合流して戦闘を開始し、わが赤軍兵士は退却し、次いでタムボフから増援部隊が送り出され、8月25日にそこでの交戦が始まり、8月29日に匪賊は20ヴェルスタ〔1ヴェルスタは約1キロ〕離れたヒトロヴォ方面に向かった。ヒトロヴォは支持を表明し、次いで匪賊は組織的やり方で3ヴェルスタ離れたメリノフカに進み、さらに大きな村のヴェルフネ=スッパスコエに向かい、丸ごとスッパスコエから合流した農民は、ラスカゾヴォを攻撃した」。こうして農民と労働者に支持されたアントーノフ軍は、蜂起発生の数日間で工業地区を含む広汎な地域を瞬く間に占領した。村ソヴェトはパニックを起こして逃げ出し、匪賊がラスカゾヴォを攻撃するや、コムニストの半数は何処となく消えた。8月30日に地区党委は全コムニストに武器を持って集まるようにとのプリカースを出したが、そこに現れたのは「羊の群れ」でしかなかった。組織性もなく、急遽設置された防衛参謀部のメンバーは「退却用の立派な馬を用意し、残りのコムニストは全員が非武装であった」。労働者は自分の工場の防衛に喜んで馳せ参じると期待されたが、実際には労働者は工場の防衛を無条件に拒否した。翌31日にタムボフから騎兵部隊と軍学校生徒が到着し、農民と匪賊との攻撃を始めたが、ヴェルフネ=スッパスコエの農民は赤軍との戦闘にもっとも積極的に参加した。戦闘は3日間続き、この村は殆ど全部が丸ごと焼かれ、多数が殺害された。\*21民衆のアントーノフ軍への支持、現地地の党・ソヴェト組織の狼狽と無秩序状態は、21年に中央から全権特別委が派遣されるまで続いた。

対匪賊闘争の全権として中央から派遣されたアントーノフ=オフセーエンコは、21年7

月のレーニン宛の膨大な報告書でその原因を適格に次のように指摘した。「県内には少なからぬ軍事部隊からの脱走兵と、強奪行為に手慣れて戦争により階級から脱落した様々な分子、紛れのない白衛軍兵士も潜んでいた。南部郡は農民経営の需要を考慮せずに寄食する何十もの赤軍兵士部隊に耐えてきた。ソヴェト権力は厳格な軍事行政的性格を帯びた。経済、啓蒙組織は充分広汎な建設的活動を展開することができなかった。食糧割当徴発は特に重く県に課せられた。前線付近の軍事部隊が集結し、作物経営の凋落により家畜と農具に大きな損害を出した県は、食糧人民委員部から高度な生産県の一つと認定を受け続けた。膨大な尽力の末に、不相応に重い2700万プードの割当徴発は19/20年度に半分が遂行された。[・・・]20/21年度の割当徴発は、前年比で半分に縮小されたものの、完全に力の及ばぬものであった。大きな播種不足と非常な凶作の下で、県の著しい部分は自分の穀物も賄えなかった。[・・・]没収した家畜の利用と穀物と野菜の保管に関して、充分ぞんざいで非経済的に食糧委組織は振る舞い、大量の家畜が絶滅し、穀物は腐り、馬鈴薯は凍った。

農民への荷馬車賦課は、特に北部郡で、飼料がなく森林委により適用された義務が履行されなかったことを考慮すれば、非常に重い負担であった。

総じて、大多数の農民の観念では、ソヴェト権力は、郷執行委と村ソヴェトに大胆に命令を下し、まったく支離滅裂な要求を履行しない廉で権力のこれら地方組織代表を逮捕するために訪れるコミッサールや全権と同一視され、しばしば農民経営に直接の害を与えてまったく国家の利益にならずに行動する食糧部隊とも同一視された。大方、農民は、ソヴェト権力を、彼らへの対応に関して何か外のもの、支配するだけで、非常に熱心だが先見の明なく命令を下す何かと見慣れている。」\*22まさにタムボフ県での農民蜂起の原因は、彼が指摘するように、飢餓とコムニスト権力への農民の憎悪であった。

アントーノフ蜂起は、タムボフ県からサラトフ、ペンザ、ヴォロネジ県へと、それにサラトフに隣接するウラリスク県からも、21年2月に匪賊活動の拡大が伝えられたように\*23、連鎖反動的に農民蜂起が各地で生じた。さらに、この時期最大の農民蜂起が西シベリアで勃発し、\*24ウクライナではマフノー匪賊が跋扈する状況の下で、ようやく農民蜂起の問題が党中央で取り上げられるようになった。

21年1月12日の中央委で、「農民の間での気分」に関する問題が審議され、M・И・カリーニン（議長）、E・A・プレオブラジェンスキイ、Φ・A・アルチョームを構成員として、凶作の被害をもっとも蒙った諸県のうちいくつかで農民の状態を速やかに緩和するのに可能な措置を審議する任務を持つ特別委と、Φ・Θ・チェルジーンスキイ〔ヴェー・チャー・カー議長〕、C・C・カーメネフ〔総司令官〕などを構成員とし匪賊行為の根絶を早急に準備する任務を持つ特別委が設置された（因みに、この会議で、第10回党大会の報告者が指名された）。\*25

アントーノフ蜂起について現地から、タムボフからはいうまでもなく、サラトフやヴォロネジからも悲鳴にも似た軍事要請が打電されていたにもかかわらず、党指導部はこれら実情を知悉していたにもかかわらず、中央からの本格的な介入は著しく遅れた。2月2日づけでサラトフ県執行委議長代理は、レーニン宛に次のような極秘覚書を送っている。「タムボフ県内での6ヶ月以上に渡る野戦部隊の強化〔にもかかわらず〕、タムボフ県でもサラトフ県でも匪賊との闘争は望ましい成果をもたらさず、匪賊は十分な反撃に出会ってい

ない。この時までには、匪賊は駅を占領し、いくつかの機関車を破壊し、駅に甚大な損害をもたらし、サラトフ県に浸透し始めている。匪賊はタムボフ県からサラトフ県に進出している。匪賊の機動性は、わが方の騎兵が十分な数がないことで説明される。匪賊の侵入は、最終的に播種カムパニアを崩壊させ、サラトフ県内の食糧と原料のすべての貯蔵を根絶するおそれがある。サラトフ県境に騎兵がないために、匪賊に道を開かせ、何千もがもっとも穀物が豊かな地区に進撃している」。また、ヴォロネジから国防会議特別全権B・II・ミリューチンは、次のようにレーニンに軍事的支援を打電した。「武装されよく組織された匪賊の徒党1000人が、[・・・]の指揮の下にヴォロネジ県の南部地区を徘徊し、ソヴェト活動家とコムニストを殺害し、集荷所を略奪し、鉄道を破壊し、列車から強奪している。徒党は見事に武装され、見事に訓練されている。県の北部地区、ボプロフとノヴォホピョルスク郡は、タムボフ県から侵入したアントーノフ徒党の攻撃に晒され、彼らはあらゆるソヴェトと党活動に妨害を加えている」。\*26

2月2日の政治局会議は、H・II・ブハーリンの報告を聴き、凶作を蒙り食糧に困窮する地方での政治状況と農民蜂起に重大な関心を払うよう食糧人民委員A・II・ツュルーパに指示し、これら諸県での農民の食糧状態を緩和するための一連の措置を執るよう食糧人民委員部に委ねた。ここでようやく党指導部は、飢餓と農民蜂起との関連を認める一方で、農民蜂起との闘争における政治的指導と支援のためにタムボフにBIIK（全ロシア・ソヴェト中央執行委員会）特別委の即座の派遣を組織するよう党中央委組織局とBIIKに命じ、ペルミ県播種委議長であったB・A・アントーノフ=オフセーエンコをタムボフに招致することを決定し、中央からの蜂起鎮圧への準備を整えた。\*27この政治局決議を受け、翌3日の組織局会議は、彼に替わるペルミ県播種委議長を審議し、アントーノフ=オフセーエンコを議長とする特別委の組織化をBIIKに委ね、タムボフに優れた活動家200人を緊急派遣することを決議した。\*28

2月16日にタムボフに到着した彼が見たのは、地方権力組織の完全な荒廃であった。その10日後、アントーノフ=オフセーエンコは中央委組織局宛に電報を送り、その中で彼は、県委、県執行委、司令部幹部会の満場一致の意見にしたがって、アントーノフ=オフセーエンコを議長とする、匪賊運動の根絶に関する「ママ」全権特別委を承認するよう要請した。この要請に対し、3月3日の組織局会議は、タムボフ県委から提案された匪賊運動との闘争に関する全権特別委を承認するとともに、アントーノフ=オフセーエンコ、パーヴロフ、ジャーピンを構成員とする革命軍事評議会を設置することを認め、タムボフ県に活動家を派遣するようヴェー・チェー・カーに提案することを決定した。\*29

だがこの時までにはタムボフではアントーノフ軍と赤軍との戦闘は抑えようのない規模にまで拡大し、中央からの蜂起鎮圧が決定的に遅れた理由を、合理的に説明することはできない。しかし、このためボリシェヴィキの側に鎮圧のための膨大な軍事力の投入を必要とさせ、\*30これら軍事部隊の糧秣の負担がタムボフ農民に重くのしかかり、そのため農民の不満をさらに募らせ、鎮圧がいつそう困難になった事実だけが残った。

中央権力の農民蜂起へのこのような緩慢な対応を勘案すれば、これを理由としての割当徴発の停止は考えにくく、何よりアントーノフ匪賊への中央からの直接的介入以前に（アントーノフ=オフセーエンコのタムボフ到着は2月16日）、既に割当徴発は停止されていた（タムボフ県がその停止指令を受け取ったのは2月8日）。因みに、2月下旬に始まっ

たクロンシュタット叛乱も、時系列から判断して、この問題とはまったく無関係なのは明白である。21年4月のサマラ県チェー・カーからの極秘報告は、「食糧割当徴発が現物税に替わり、生産物の自由交換〔が認可された〕のは、もっぱらクロンシュタット水兵の要求とそのほかの蜂起のおかげであり、それらがなければこれは行われなかったであろう」との農民の間に流布している根拠のない風聞を指摘している。\*31

#### 集団経営「幻想」からの解放

21年初めの新聞紙面をもっとも頻繁に飾ったのは、労働組合論争などではなく、播種カムパニアであった。この問題と割当徴発の停止を関連づけようとするのは論理的であり、このことについて検討しよう。

周知のように、20年の特に中央農業諸県を襲った早魃とその結果としての凶作は、ソヴェト政府に深刻な危機感を抱かせ、早くも、20年9月1日のCHK（人民委員会議）会議は、凶作諸県での食糧フォンドを創設するための検討を食糧人民委員部と農業人民委員部に命じた。\*32農業人民委員部の資料によれば、ヨーロッパ=ロシア全体での播種面積は、16年から20年には66.6%までに激減した。この報告書は、だがこの縮小はそれ自体で巨大だが、個々の作物の面積の変動を考察するなら、作物別の縮小は一様でなく、一連のもっとも貴重な作物が、まさにそれらがおもに生産されていた地区でもっとも大きく縮小した事実を指摘する。ライ麦は小麦生産地区で小麦を駆逐し、黍は穀物作物を押しつけて増えた。亜麻と棉花の播種の縮小は特に破滅的特徴を帯びている。肥料の低下をもたらす家畜の縮小、鉦物肥料の不足、農具の不足と消耗が収穫率を大きく減退させた事実も指摘された。\*33このような農業の荒廃を背景に、農業生産の向上を巡って20年秋から論戦が繰り広げられるのは偶然ではない。

ここでの主役の1人は、自ら播種委設置の経験を持つ元トゥーラ県執行委員長であり、その実績を買われて8月5日に食糧人民委員部参与に任命されたH・オシーンスキイであった。\*34彼は『プラヴダ』を中心に論陣を張り、その9月5日号の論文では、「ソフホーズの強化によってのみ農業の再建を期待するのは、ユートピアの道を歩むことを意味する」とし、トゥーラ県で春蒔き播種で実施された、強制播種のような農業生産への国家による強制的組織的介入の必要性を強調した。これに対し、H・ボグダーノフは『経済生活』紙上で、彼に反論を加え、強制の観念を深めることは不可能であり、それに替わり「経済的促進の原則」を訴えた。\*35従来は、この両者の対立は強制か経済的刺戟かの原理的対立と捉えられ、ボグダーノフの主張はネップの先取りと解釈されてきた。\*36だがボグダーノフの議論を仔細に検討するなら、彼は、集団経営を展望して経済促進によって農業の向上を目指すのであり、明らかに戦時共産主義的概念の枠内にあった。既に19年に彼は『国民経済』誌の中で、ソフホーズの組織化が社会主義的農業路線でもっとも合理的であるとの論陣を張っていた。\*37

戦時共産主義期の農業の全般的衰退現象の中でも、特に経営基盤が脆弱な集団経営は各地で崩壊していた。例えば、20年秋にリャザニ県には96のソフホーズがあったが、ここでは馬は29デシャチーナ〔1デシャチーナは約1ヘクタール〕に1頭しかなかった。当時は馬1頭で3デシャチーナを耕作できると言われていたにもかかわらず。このような役畜の不足は馬匹の動員により拍車がかげられ、19年にスモレンスク県のソフホーズ議長は、

県軍事委員会は馬匹の動員を強要し、僅かな馬の収用さえ春の播種作業を停止させるので、県軍事委の要請を破棄するよう訴えた。\*38第8回党大会でペンザ県の代表は、コムニオン〔集団経営のもっとも完成された組織形態〕には何も持ち合わせがない貧農がもっぱら加入し、彼らは穀物も農具も馬もなく、餓死を運命づけられているとの厳しい現実を報告した。\*39

20年3月のコストロマ県党協議会で、集団経営に期待をかけたが、何も提供しないことが明らかになったと指摘され、20年の早魃に襲われたリャザニ県ではソフホーズからの収穫はデシャチーナ当たり9プードしかなく、これは播種に要する量と同じであった。アントノフ=オフセーエンコはタムボフ県での実情について、「ソフホーズへの対応は（それらを通してソヴェト権力へ）、殆ど至る所で農民は敵意を抱いている。最近まで熱心に定着させていたコルホーズも多くの場合、同様な敵対的關係に遭遇している。[・・・]ソフホーズ並びにコルホーズにしばしば元の地主が居座り、彼らが召使いなどの人々を仕切っている。ソフホーズに劣らずコルホーズは傷痍軍人と怠け者の避難所となった。それらのうちごく僅かだけが経営的価値がある」と、レーニンに報告した。\*40彼のこの報告は、ソフホーズやコルホーズが頻繁に匪賊運動の襲撃対象になった事実によっても確認することができる。

農業の社会主義化路線の下に、19年3月に執筆されたロシア共産党綱領草案の中でレーニンが、「ソフホーズ、すなわち、大規模な社会主義農場の設営」を社会主義的農業に向けての措置と見なしたように、ソフホーズは重要な役割を果たすと位置づけられた。最初の農業人民委員であったミリューチンは、ソフホーズの組織化は「大規模生産を保全する可能性を与えただけでなく、初めて工業プロレタリアートを参加させる可能性をも与え」、「都市と農村との強固な環を創り出した」と高く評価した。この方針は2月15日づけCHK布告で実現された。これは、播種面積の増加と工業労働と農業労働の接近を目的とし、都市労働者組織に非勤労地や無播種地などをソフホーズを建設するために農業人民委員部から受け取る権利が与えられた。こうして、工業企業は食糧を確保することで労働者の食糧を求めての職場放棄を回避し、労働者に精神的息抜きを与え、これらソフホーズは農民経営のための家畜や種子の「繁殖場」となり、社会主義的土地整理の優越性を農民に誇示するモデルとなるはずであった。\*41

ここでの構想の基本には「穀物工場」としてのソフホーズの位置づけであり、ミリューチンや農業人民委員部参与IO・ラーリンらは「穀物工場」としてのソフホーズを高く評価した。ミリューチンは、小農業経営の統合を金属工場の統合になぞらえ、19年2月の『社会主義的土地整理法』では、ソフホーズとコムニオンに土地利用の最優先順位が付けられ、ソフホーズには工場労働者が採用されることが原則とされ、そこでの労働時間は8時間を超えないものとして、工場管理的方法が取り入れられた。\*42

18年12月に開催された第1回全ロシア農業部・貧農委・農業コムニオン大会で、農業人民委員セレダーは、これまで全面的に推進されてきた農業コムニオンの組織化を批判的に総括し、ソフホーズ重視の路線転換を表明し、ソフホーズの高い評価は決定的となった。これに続いて19年3月16日の『プラウダ』で、農業人民委員部参与B・B・クラエフは、コムニオンの理念はまだ農業人民委員部の地方の活動家の間では人気があるが、最近組織されたコムニオンは寄生的性格を帯び、このようなイデオロギーと断固として闘うこ



とが必要であると主張した。\*43

この方針はそのまま第8回ロシア共産党大会に持ち込まれ、3月20-22日の農業部会（レーニンが党綱領の策定作業に忙殺され、この会議に出席できなかったが）は、農業政策に充てられ、第1回会議でクラエフが報告に立った。彼は、農業生産性の向上を農業革命の主要な任務と設定し、ソフホーズの創出にその解決策を求めた。「真の社会主義的形態はソフホーズ、穀物工場であるといわなければならない。[・・・]われわれは、繊維工場、機械などの工場を組織するように、わが酪農、穀物、その他の工場を組織しなければならない」。そこでは、「農業的工業」を組織する担い手は、農業プロレタリアートは文化水準が低いので、工場制工業と同様に、都市プロレタリアートであった。コミューンについては、彼の言葉によれば、コミューンは社会主義的農業の最高形態と理解されているが、その支持者はその本質を失念し、それを共産主義的アクセサリーと見なし、この評価には誤りがあるとして退け、ソフホーズこそが生産物の国家化 *огосударствение* を保証するのに相応しい形態であった。

彼の報告の後に行われた討論では、オリョール県代表И・Н・ゴルシコーフは、報告者は全体として間違っていると徹底的には非難を浴びせた。コムニストが理解している穀物工場や文化の普及は共産党が引き受けるべきものであり、そうでなければ、ソフホーズは党細胞になってしまう、農業は専門家でなければ管理できないのだと、農業についての報告者の無知を批判した。ポリシェヴィキ指導部の本質を見抜いた正鵠を射た指摘であったが、おもな批判はこれだけであった。地方からの発言者は、論調の差はあるにせよ、概ねソフホーズを支持した。\*44

この党大会は、「中農路線」が確定された大会として知られているが、この大会で採択された中農に関する決議では、中農は長期に渡って存在し彼らとの協調が必要であるとの前提で、集団化への強制的加入の禁止などが謳われたが、従来の路線（あの「農村での階級闘争」を断行しようとして農村に混乱を持ち込んだ貧農委路線）との変更は特に明示されなかった。\*45

ソフホーズ政策が優先されたのは、ポリシェヴィキの農業に対する無知は措くとしても、第1回全ロシア農業部・貧農委・農業コミューン大会でセレダーが報告したように、個人農民経営は生産性が低く、大規模農業への移行によって農業の最大の課題である生産性の向上が達成される、と想定されたからであった。しかしながら、当時の『貧農』紙で公表された19年のソフホーズの現状は、まったく悲惨であった。少ない家畜頭数も役畜として十分に利用されず、農具の数は足りていたが、すべてが修理を必要とした。農産物加工施設の設備は劣悪で、石油発動機は損傷と石油不足のために動かなかった。収穫しても余剰はなかった。\*46

20年になるとソフホーズはますます厳しい実態が各地から報告されるようになった。あらゆるものが不足していた。役畜も労働力も。トムスク県農業部は、ソフホーズでの最大の問題は労働力であり、それにすべてが困窮し、いくつかは近い将来に活動を完全に停止するおそれがあると報告した。ヴラジーミル県チェー・カーは8月の報告書で、県国民経済会議は一六のソフホーズを持っているが、それらはまったくカオスの状態にある、播種用の種子の不足のためにそれぞれの経営で2、3デシャチーナしか播種されず、その改善策が管理部によってまったく執られていない、と指摘した。\*47

これら経営に対する近隣農民の対応は否定的、または敵対的であった。17年から18年にかけての土地革命は一時的と見なされ、地主地の最終的な所有の問題が未確定であり、農民は収奪した土地がソフホーズやコミューンのために取り上げられるかもしれないことを恐れた。トゥーラ県エピファニ郡では、ソフホーズやコルホーズへの土地割当を不当と見なしたが、それら経営が明確な模範を示すこともなく崩壊したのを見て、その感をいっそう強めた。農民の眼からは、これらのメンバーは国家的利益ではなく個人的利益を追求する利己的分子であった。このようにして、ソフホーズは共同体農民の怨嗟的となり、農民蜂起の際には、フトル農、オートルブ農と並んでそれらへの襲撃が頻発し、ソフホーズは農業政策における反ポリシェヴィキの象徴的存在となった。それだからこそ、クロンシュタット叛乱のスローガンとして、「農民の自由な経済的文化的連合体を窒息させて生産連合のあれこれの形態に名前を付けようとするポリシェヴィキ国家の志向（例えば、コミューンの人為的移植）との闘争、官僚的播種委との闘争、「国家穀物工場」としてのソフホーズの清算」が掲げられたのは偶然ではない。<sup>\*48</sup>

既に集団大規模経営路線の見直しの声は地方から挙がっていた。20年3月に開かれた第3回コストロマ県党協議会での食糧問題の審議の際に、「都市での飢餓を緩和するために、われわれはかつてソフホーズ、コミューン、アルチェリなどに期待をかけたが、経験によって、それらは何も提供しないことが明らかとなった。逆に、それらはわれわれからしばしば食糧を要求し、しかるべき労働者のカテゴリーと対等に受け取ることさえ求めている」と言及された。オシーンスキは地方活動家としての経験から、この現実を敏感に感じ取り、ソフホーズ路線を批判したとき、彼の主張は当時の農業の現実を十分に反映していた。サラトフ県農業部は、ソフホーズとコルホーズの面積は全農業生産の僅か4%程度を占めるだけで、現状はそれらに不利に作用し、ソフホーズとコルホーズを通してわれわれが農業建設の最終目標に到達できないのが明らかとなった、オシーンスキが『プラヴダ』紙上で、ソフホーズの強化によって農村を再建しようとするのはユートピアの道を進むことを意味すると言ったのはまったく正しい、と彼の主張を評価した。依然として「ユートピア」にしがみつくとボグダーノフは論拠を失い、オシーンスキが来たるべき農業カムパニアの主導権を手に入れたのであった。<sup>\*49</sup>

集団経営「幻想」は、ソフホーズやコルホーズが各地で崩壊すると同様に、20年秋には崩れ去ったが、ネップに至るにはさらに大きな「幻想」からの解放が必要であった。

#### 播種カムパニア法案の作成

20年に入ると生産地区からの報告でも、顕著な播種不足が認められるようになった。ヴォロネジ県パヴロフスク郡から、秋蒔き畑は全体的に播種不足で、穀物は絶滅し、種子材が不足していると、オルグセフ（播種面積委）は報告した。<sup>\*50</sup> ヴャトカ県ヤランスク郡ソヴェト大会では、七年間の戦争で穀物貯蔵は消尽され、19年の収穫の残りはなく、負担過重な割当徴発のために郡では春蒔き区画の45から50%が播種されなかったことが確認された。<sup>\*51</sup> 農業地帯の至る所で種子不足が明らかとなり始めた。4月にタムボフ県キルサノフ郡オガノフスカヤ郷執行委はレーニン宛てに、郷には種子がなく、援助は拒否された、援助の特別措置を執ることが必要であり、そうでなければ実り豊かな土地が播種なしに残され、そのため餓死のおそれがあると打電した。同県の20年の春蒔き播種は壊滅的であっ

た。\*52

7月には、全ヴォルガの穀物の収穫は非常に悪い、サマラ、サラトフ県の多くの地方で熱風のために収穫は全滅し、平均収穫は高々25から30プードで、播種用の穀物が確保されない懸念が生じたと伝えられ\*53、20年の秋蒔き播種の確保が緊急の課題となった。7月30日づけでレーニンと食糧人民委員代理H・Π・ブリュハーノフの連名で、次のような軍事プリカースが打電された。秋蒔きの完全播種は軍事的任務であり、秋蒔き播種を行わない者の土地は村団に引き渡され、労働力が不足する場合には村団全体による播種が義務づけられる。秋蒔き穀物の収穫はまず播種に向けられ、秋蒔き区画を登録し、それへの完全播種のための種子を確保することが、郷執行委と村ソヴェトに義務づけられた。このため昨年の秋蒔き収穫のすべてを投入し、不足する場合には新収穫の強制脱穀が組織され、この種子が確保されるまでは食糧への利用は禁じられた（全面的飢餓状態であるにもかかわらず）。また、種子を持たない者は翌年に12%の利子を付けて返済することを条件に、国家種子ファンドからの貸付が行われた。これら種子を受け取った者が食糧などに流用した場合には、財産没収と強制労働の処罰を受けることになった。\*54この軍事プリカースは地方で厳粛に受け止められ、各地でこれに準じた条令が公布された。早魃による凶作を蒙ったトゥーラ県チェルニ郡では、種子用穀物が食用に流用されないように、播種が完了し種子任務命令が遂行されるまで製粉所が閉鎖された。住民の多くはパンを受け取ることができず、このためヴォロネジ県ザドンスク郡から伝えられるように、餓死の恐れさえ生じていた。\*55

8月の完全播種に関するプリカースの中で、すべての畑に播種されたことを10月15日までに通告することが、県食糧コミサールに義務づけられていたが、播種に関する地方からの情報は惨憺たるものであった。これに基づき、今年の秋蒔き播種に関する報告が、11月18日の食糧人民委員部参与会で行われた。北部、北西部、中央の諸県では19年に比べて20年の秋蒔き区画の播種は増加したとされたが、それでも、北部セヴェロドヴィナ県での25%の増加を別とすれば、残りは数%の僅かな増加でしかなかった。これらの地区のうちでも、ヴィテブスク、ヴォログダ、チェレポヴェツ、コストロマ、カルーガ、トゥーラ、ニジェゴロド県で播種不足が認められるだけでなく、穀物地帯である南部、ウラル地方とヴォルガ流域諸県では、エカチェリンブルグ、スタヴロポリ、アストラハン県を除き大規模な秋蒔き播種の縮小があった。\*56

播種不足の克服に一刻の猶予もなかった。これ以後、食糧人民委員部内部ではオシーンスキを中心、強制播種の実施に向けての準備が整えられる。彼の立場はいうまでもなく、播種委を利用しての強制を伴う国家規制の方針と、割当徴発の不動の継続であった。

10月28日の食糧人民委員部参与会会議で、播種面積の縮小との闘争に関するオシーンスキの報告が行われ、播種カムパニアの準備を開始し、割当徴発終了時の21年1月半ば以後食糧組織は、穀物の県内再配分と国家種子ファンドの形成に活動の中心を移し（割当徴発を1月半ばで終了させ、その後播種ファンドの形成に取りかかることが想定されていたことに注意せよ）、播種計画の執行のための特別軍事組織＝播種委員会を設置し、強制的措置を含めて土地耕作の国家規制を行う、との基本的テーゼが採択された。このテーゼに基づくCHK政令の作成のため、ツェルーパーとオシーンスキを含む特別委員会が設置され、ここで作成された草案が食糧、農業人民委員部の合同参与会で検討に回された。\*57

播種カムパニアの問題が食糧人民委員部参与会で議論された10月28日に、食糧、農業、交通人民委員部、労農監督局、最高国民経済会議、ВЦИК書記が参加した党中央委政治局会議で、来たる第8回ソヴェト大会の議事日程が審議され、農業人民委員部に農業生産の発展と農民経営への援助の問題を準備することが委ねられた（この時の議事日程によれば、同大会は12月20日に開催され、農業人民委員C・П・セレダーがこの問題の報告者であった\*58）。この時から、種子調達を含む播種問題は基本的に農業人民委員部が掌握することになった。トロツキーは後に、強制播種の布告を実施する農業人民委員部機関に強固さが欠けているとの危惧があったために、これをCHK布告とせず、農民コムニストと無党派農民を送り込んで農村に浸透させるため、全ロシア・ソヴェト大会でこの草案を提出することにしたと述べている。\*59彼が指摘するように、強制を伴う播種カムパニアを管轄するには農業人民委員部組織が脆弱なことは否めず、このため強力な播種委員会の組織化は、その遂行にとって不可欠の条件であった。さらに、播種カムパニアは種子調達を含む以上、依然として食糧人民委員部がそこでは大きな影響を持ち続け、割当徴発の継続と密接に絡み合いながら、その後展開されることになる。

この政治局会議の翌29日の食糧人民委員部参与会会議で、農業カムパニアについてオシーンスキの報告がなされ、この報告に基づきしかるべき法令草案の作成がA・И・スヴィージェールスキとЛ・М・ヒンチュークと合同でオシーンスキに委ねられた。オシーンスキの手になる農民農業経営の強化と発展に関する政令草案は、ソヴェト大会の議事日程が承認された11月4日のВЦИК幹部会会議での議題に上程され、次いで、レーニンに送られ、11月27日の食糧人民委員部参与会会議で基本的に承認され、最終案を12月1日までにCHKに提出することが決定された。

この会議ではオシーンスキは次のように法案の骨子を論じた。ソヴェト権力の全組織が農民農業に援助を与え、畑への完全播種を義務づける、農民への全面的援助の組織化と農業カムパニアの指導のために県と郡の播種委が設置され、党とソヴェトのすべての機関を広汎な農業カムパニアに集中させ、それに軍事的指導を与える、播種プログラムを国家的賦課とし、それは食糧人民委員部と最高国民経済会議の合意で農業人民委員部により作成され、県播種委によって郡毎に、郡播種委によって郷毎に、郷執行委によって村団毎に、村ソヴェトによって世帯毎に割り当てられる、義務的播種と種子の引き渡しは郷執行委と村ソヴェトが、課せられた義務に対しては各経営主が個人的に責任を負う（ここで割当徴発で実施されていた村団の連帯責任制が、廃止されていることに注意せよ）。草案の主旨はこのような内容であった。この後、実践の問題の審議に移され、この草案は基本的に承認された。

草案の編纂と再検討は食糧人民委員部からツルーパー、オシーンスキ、農業人民委員部から参与H・И・ムラーロフとИ・А・テオドロヴィッチ、中央統計管理局長П・И・ポポフからなるツルーパーを議長とする特別委に委ねられ、同日に招集された食糧人民委員部参与会・農業参与会合同特別委で審議され詳細な修正が施された。\*60

12月4日のCHK会議で、プリュハーノフによる農民農業経営の強化と発展についての報告が行われ、ソヴェト大会に提出する法案作成のため、食糧、農業人民委員部代表、農学専門家、無党派勤労農民代表らを含むセレダー特別委が設置された。CHK会議は、セレダー特別委に、12月9日までにCHKに草案を提出し、12月7日までに「どのような根

扱で草案がCHKにより検討されたかについて」、ラジオで通告するための草案作成を委ね、「プロパガンダと情宣のもっとも広汎なカムパニアを開始する」ことを決議した。このことを広く住民に周知させるため、12月7日にレーニン、ツュルーパー、セレダーの名で、すべての県執行委、県食糧委、県農業部に、播種の強化に関する政令草案の基本方針がラジオ番組で流された。ここでは軍事組織としての播種委の地方での設置と播種計画の実施に関する従来の方針が報じられただけでなく、初めて、播種計画の実施と土地耕作で優れた成果を挙げた村団と個々の経営へのプレミアが、商品交換の交付量の増加と割当徴発の際の消費基準の引き上げという形で盛り込まれることが報じられた。そして同時に、県農業部には県播種計画の作成のために、郡または地区毎の播種面積と、農民経営内の働き手、家畜、農具の数量に関する資料の収集が、県食糧委には種子フォンドの確保のために、必要な種子量とその過不足量に関する資料の収集が命じられた。\*61

セレダー特別委で作成されたCHK草案は、12月11日のCHK会議でレーニンの修正を付けて、ソヴェト大会に提出するため、この草案は大会で承認されるまでは法的効力を持たないが、農民への周知と審議のために印刷されるとの但し書きを付けて、BЦИКの承認に移された。同時にCHKは、食糧人民委員部と農業人民委員部に大会までにこの布告に関する指令を準備するよう委ねると共に、この草案は12月14日の『イズヴェスチャ』と『プラウダ』で公表された。\*62法案の策定以前に、内容が公示され、カムパニアが開始されるという、このような手続きは異例であった。

BЦИК幹部会は12月16日にCHK法案を承認した。同日レーニンがセレダーから受け取った『農業生産の発展と農民経営への援助措置』のテーゼが、12月17日の党中央委総会で審議され、ここでテーゼの仕上げのためにレーニン、プレオブラジェーンスキ、テオドロヴィッチ、セレダー、B・B・クラーエフ〔農業人民委員部参与〕、ムラーロフからなる特別委が設置され、大会での報告者にテオドロヴィッチが指名され、大会への準備が整えられた。\*63

この間の同法案の作成過程をレーニンは、12月27日の第8回ソヴェト大会党フラク会議で、食糧人民委員部からの最初の草案は、勤労経営を当てにしていたが、セレダーによって、村団や集団経営を当てにする旨の提案が出され、レーニン（形式的には、CHK）は村団を優先するとしても個々の経営にプレミアを与えないのは、不適切であると考えていたと、法案作成の際の過程に触れた。\*64法案の内容を公表する際には、個々の経営へのプレミア制を広く周知させることが是非とも必要であり、セレダー特別委がこの条項を盛り込んだ段階が12月7日のラジオ放送であった。レーニンは個人経営にプレミアを付与することにこだわり、これがソヴェト大会での審議の際の最大の争点になるのだが、ここには確かに農業危機へのレーニンの優れた現実感が存在する。

だが、この個人農民へのプレミア条項は、ポリャコーフも指摘するように\*65、既に工芸作物に導入されていた。食糧穀物以前に、工芸作物の生産向上の問題は、より工業と密接に結びついていたために、この調達問題は早くから取り上げられた。\*66

20年9月21日にCHK会議は、食糧人民委員部、最高国民経済会議、農業人民委員部に、特化作物の生産の向上と拡大についての決議草案を1週間で作成することを委ね、そのためにセレダー特別委が設置された。この草案は、プレミア・フォンドの創出に関する文言を挿入し、10月12日のCHK会議で承認され、工芸作物（亜麻と大麻）の播種面積

の拡大と特化作物の現状の改善を目的とする政令として発布された。この政令の中で、亜麻と大麻の播種を拡大した村落とコルホーズに、優先的にプレミアを供給することが謳われた。ここでは、団体への優先的供給に触れているだけで、個人経営への付与に関しては何も言及されなかった。さらに11月23日のCHK会議は、セレダー特別委にプレミア・フォンドの創出に関する報告書を2週間以内に提出するよう命じた。この報告書に基づき、12月14日のCHK会議は、10月12日政令を補足し発展させた、亜麻と大麻栽培のプレミア・フォンドに関する政令を採択した。そこでは、詳細なプレミア交付基準を定めるとともに、「フォンドを構成する食糧生産物と大衆消費財は、亜麻と大麻の播種でしかるべき契約を食糧人民委員部組織と結んだ農民経営」やその他の団体に、交付されることが明示された。ここでは、個人農へのプレミアの交付が団体と並んで言及され、団体への優先的供給にはまったく触れられなかった。\*67

セレダー特別委に工芸作物を含めて農業生産向上への措置が委ねられ、その一環として農民農業経営の発展法案の策定作業が行われ、12月14日政令により個人経営へのプレミア制が導入されている以上、この法案に含まれる個人農へのプレミア条項は既に既成事実となっていた。

むしろこの法案策定作業で重要なのは、レーニン（形式的には、CHK）が、播種カムパニアの指導機関を食糧人民委員部から農業人民委員部へと移し替えたことにある。このことについて資料は直接には何も語ってくれないし、レーニンの胸中を忖度することも難しい。しかしながら、12月11日CHK会議で布告草案に加えられた修正、「農業部は播種委の技術的機関と見なされる」との文言に替わり、「播種委はその技術的機関を設置することなく、県農業部を通して活動する」を挿入したのは、播種カムパニアの実施機関であり強力な権限を持つ播種委を農業人民委員部機関である農業部に掌握させる目的であったのは明らかである。播種カムパニアの推進者であるオシーンスキが間もなく、食糧人民委員部参与から農業人民委員代理に抜擢され、この活動を委ねられたのも、同じ理由である。\*68

法案『農民経営の強化と発展』をめぐって

第8回全ロシア・ソヴェト大会でソヴェト経済建設が最重要議題となることは、演説、小冊子、新聞などを通じて広く喧伝されていた。11月21日のモスクワ県党協議会でレーニンは、今度のソヴェト大会では、新聞で公表された議事日程から分かるように、経済建設に関する問題が中心問題とならなければならないと述べた。大会直前に開かれた全ロシア農業教育大会で、農民経営の改善のために法令が作成され、播種委が設置され、播種国家計画が21年1月15日までに実施されることが報告された。12月22、23日に食糧人民委員部で開かれた食糧活動家代議員会議で、農業生産の規制に関して報告に立ったオシーンスキは、食糧組織に播種カムパニアで県農業部の活動に介入することのないよう警告するとともに、1月の割当徴発の終了により食糧活動家を農業部に異動させ、脆弱な県農業機関を強化することが可能であると述べ、農民に課せられた勤労賦課の緩和、優れた土地耕作へのプレミアなどに言及した。こうして連日のように、播種カムパニアの問題が集会や大会で取り上げられていた。\*69

第8回ソヴェト大会は、開催予定の12月20日を2日遅れてポリショイ劇場で開かれた。この時期のモスクワは厳しい食糧事情にあり、大会代議員に供された食事は、鯀の頭または腐りかけの酢漬けキャベツのスープ、黴臭い黍粥または脂やけした鯀一切れ、それに粘土のように乾いて重いライ麦パンであったと、ある代議員は回顧している。\*70

それでも「国民経済の復興」を目指す代議員にとって、当時の情勢は楽観的に思われ、戦時共産主義の高揚した気分の中で、法案『農民経営の強化と発展』が大会で審議されたのであった。\*71

大会初日のCHK報告に立ったレーニンは、草案の意義と経済的基盤としての食糧ファンドの重要性を強調した。「われわれは紙幣と引換に農民から穀物を取り上げた。われわれは彼らから掛けで取り上げた。われわれはこの掛けを返さなければならない。そしてわれわれは工業を復興してそれを返すであろう。だが、工業を復興するには農産物余剰が必要である」という、従来の循環論法を繰り返した。彼は割当徴発の遂行には楽観的見通しを抱き、農民の不満に対しては、農民を説得し、現物プレミアを与えることで応えられると考えていた。割当徴発による穀物調達に「成功は、農民の大きな困窮、飢餓、飼料不足により達成され、それらはまだ続くかもしれないことを知っている」にもかかわらずである。\*72

この法案の実質審議は12月24日のフラク会議で始まり、テオドロヴィッチとオシーンスキが報告に立った。テオドロヴィッチは、「破滅的と呼ばなければならない」苦しい農業の現実をまず指摘した。工業も、農村のために商品ファンドを創り出すような状態ではなく、わが国民経済全体が大きな危機を蒙っている。そこで、第一に、農村は貧しく苦しくなった、第二に、農村は自己消費的で現物経済的になった、第三に、農村大衆は均一化されたとの、適切な現状分析から始め、このような条件の下で、農業危機を克服するために、地方での経験に基づき農業の国家規制の構想に至った、と法案の提出理由を説明した。ここで付言すれば、彼の農業への国家規制の構想には、オシーンスキと同様に、強制播種だけでなく農耕システムをも含む、広義での農業生産全体への規制が想定されていた。オシーンスキは、「社会主義的活動の中心は国家の大衆的強制的介入にある」として、これをまず播種不足との闘争からはじめて、さらに輪作の完全な規制、個人的耕作から共同耕作への転換に進むことを想定していた。\*73これはオシーンスキの個人的見解を色濃くしているとしても、食糧人民委員部の中から農業の生産規制の方針が生まれた画期的論調であった。

党中央委で承認されたテオドロヴィッチのテーゼ第五項の、「農村ならびに都市のすべての勤労住民のために、労農権力はもっとも成功し勤勉な経営を奨励するだけでなく、そのほかのいい加減で怠惰で忍耐のない農民への刺戟となるような、農民経営全体への全国的援助に向けての一連の措置が無条件に必要である」との行<sup>せり</sup>を読み上げ、この時、「なんだ、おれたちの党は勤労百姓の党になったのか」との同志の批判に応じて、国民経済全体の高揚の必要性を訴えた。ここではテオドロヴィッチは、プレミアの問題に触れることなく演説を終えた。\*74

大会四日目(12月25日)は農業問題に充てられ、テオドロヴィッチがロシアの農業の現状と草案に関する長い演説を行った。彼は、「農村を復興させるためには農村に〔・

・] 生産物を供給しなければならない。だがそのためにはまず都市に一定量の原料と食糧が供給されなければならない」との「袋小路」からの抜け道を草案に求め、次のように語った。わが農業の主要な欠陥は播種面積の縮小と収穫率の低下である。工業の高揚のために必要な作物の播種面積を最大限に増やすことが農民の義務であり、収穫率低下との闘争が任務である。国家は、規制の下で農民に援助を与え、プレミアによる奨励策を定める一方で、凡庸で怠慢な者に対しては強制的措置が採られる。\*75この報告は大会総会の審議を受けずに、農業部会に回され基本的に採択された。

この問題を巡る論争の中で、大会には二つの共通認識があった。第一は、「集団化幻想」からの解放である。12月24日の大会党フラクの朝会議で、オシーンスキは集団化の路線を批判し、そのような政策は農民を遠ざけ、集団化は農業に新しい技術、トラクター、電化が確保される条件でのみ可能であると指摘し、すぐには来ない強制的コミュニの構想をわれわれは断固として退けなければならない、と結論づけた。レーニンはこの発言を「まったく正しい」と評価した。\*76さらにレーニンはこの会議の演説で、「コルホーズの問題は当面の問題ではない。それらはまだ構築されず、養老院の名に値するような悲惨な状態にある。[...]ソフホーズの状態は現在大部分で平均以下である。個人農民に頼ることが必要であり、それは近い将来も変わりようがなく、社会主義と集団化への移行を夢想してはならない」と述べ、この幻想からの決別を宣告した。\*77

もう一つは、農業生産の低下への危機感である。ポリシェヴィキは国家規制とプレミアによって生産性の向上が可能であると想定していたのに対して、ほかの党派の代表は一律に経済的刺戟を求めて、強制的国家規制の方針に反対した。社会民主党（つまり、メンシェヴィキ）代表Φ・II・ダーンは、内戦の勝利に赤軍だけでなく、広範な労働者大衆の、とりわけ農民の気分が大きな役割を果たしたことを評価し、これ以上の勝利のための基本的問題は農民との関係にあるとの前提に立ち、強制による食糧政策を批判した。「強制に基づく食糧政策は破産した。[...]強制によって農民に播種させることはできない。農民への強制のこれまで以上の深化と強化のやり方は、都市と農村との間に手のつけられない亀裂を生じさせ、ロシアのブルジョワ反革命の支柱になるだけである」と見た。「マルクス主義的用語によれば小ブル的と呼ばれている」ロシア農民経営に対して、「農民への肉体的強制によってではなく、経済的、政治的、文化的方策によって、または商品交換と一般的経済取引に基づく経済的要素によって、これら経営を平和的、社会主義的変革の軌道に引き入れる」よう要求した。エスエル少数派党代表B・K・ヴォーリスキも同様に、生産への刺戟を農民に与えることを主張し、強制に反対し、「食糧政策においてソヴェト権力は「余剰」の収用、徴発、没収から、畑の播種と都市と工業中央部の消費のために必要十分な一定の税の確立に移らなければならない」と主張した。レーニンはこれに対して、ダーンとエスエルは批判するばかりで別のやり方を指摘しないと反論しただけで、自説を展開するのを避けた。\*78

12月25日夜の共産党フラク会議の議論を見れば、基本的に農業の国家規制は支持され、それを割当徴発の是正と関連づける論調が一般的であった。例えば、イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県の代表は、割当徴発が農業解体の要因ではなく、逆にそれを発展させるような強力な要因にすることが必要であり、「食糧割当徴発は農業を援助する根本的要素となるべきであり、それは春に宣告され、地区のそれぞれの土壌的条件に応じて農学的統計的



資料に基づき作成される」よう主張したのがその典型であった。<sup>\*79</sup>しかしながら、総じて個々の経営に対するプレミアには批判的で、フラク会議で草案が審議された際、個々の経営へのプレミアを削除する決定を下した。

それに対して、12月27日に開かれた党中央委総会は、『農業問題に関するソヴェト大会の決議について』の決議から勤勉な農民への個人的プレミアに関する文言を完全に削除するのを不適切と見なし、大会フラクに以前の文案を復活するよう命じた。その際に、個々の経営へのプレミアは二義的に設定され、「個々の経営がクラーク的やり方を些かも適用することなく、経営的成功を収めたとの条件をもっとも厳格に遵守して」、個々の経営にプレミアを与える旨の、レーニンが手書きで総会に提出した補足条項を加えることが指示された。これを受け、12月27日の夜フラク会議では、公然とした個人的プレミアへの反対論も展開されることなく（この措置が孕む矛盾が様々に指摘されたが<sup>\*80</sup>）、前回の決定は翻され、レーニンの補足条項を註釈の形で草案に盛り込むとのレーニンの提案が採択された。<sup>\*81</sup>

だが、ポリシェヴィキの理解に反して、その他の諸党派はきわめて限定されたプレミア制の有効性に対して疑問を呈し、より大きな経済的刺戟を求めた。ロシア社会民主党のⅡ・Ⅹ・ダーリンは、強制に反対し、生産への刺戟を要求し、それは農民に自分の余剰を自由に処分させることであると主張した。その時に議席からの「商業の自由だ」との野次に対して、「いや、商業の自由ではない。広汎な大衆の側だけからでなく、ソヴェト食糧政策の著名な活動家からも、とりわけ南部で聞かされることを言っているのだ」と、彼は反論した。そしてさらに、多くを生産した農民にプレミアを与えることは、「あらゆる農民の均等化を諸君が否定することを意味する」と、痛烈な皮肉を浴びせた。また地方の代議員からも、播種委は当時官僚的中央集権的組織の代名詞となっていたグラフクであるとか、食糧徴発のための穀物は殆ど残っていないとの不満も表明された。<sup>\*82</sup>

国家規制の主導者オシーンスキはこれらの経済的刺戟の要求に応じて、もし食糧税を実施するなら、税完納後の「自由な残余は生産者の判断にまかされる。すなわち、生産者によって自由に引き取りすることもできる」ようになるが、「われわれには商品ファンドがないので」、余剰は私的商人に流れ、「いかなる国家調達も増えないであろう。[・・]自由商業のこの扉を開く者は、わが食糧政策を崩壊へ、わが国民経済を破滅へ導くであろう。したがって、これらのあらゆる措置をもっとも断固として退けることが必要である」と、国家規制を支持し、自由商業を伴う税に反対した。<sup>\*83</sup>これは当時のポリシェヴィキの殆どすべての共通認識であった。

12月28日の大会本会議で、法案『農民農業経営の強化と発展について』は採択された。播種カムパニアは割当徴発の廃止に大きな影響力をおよぼし、他党派からは現物税の先取り案も提起されたにもかかわらず、トロツキーは21年1月に本大会を振り返り、「この[強制播種]問題は本質的に大会を目立たぬままに通過した」と、ここでの議論を評価した。<sup>\*84</sup>トロツキーのこのような評価は、他党はからの論難は別としても、ポリシェヴィキ内ではこの法案については原則的異論もなく、従来の戦時共産主義政策の延長として理解されていたことを意味する。繰り返すなら、個人経営へのプレミア条項は、既に工芸作物の拡大に関する政令に盛り込まれ、党フラク会議の反対にもかかわらず、既成事実の追認でしかなく、自由商業の要求は依然として無条件に拒絶されたのである。

21年に入ると、大会に漲っていた楽観的気分は完全に一掃された。20年のことさら寒い冬は、既に10月半ばにカルーガ県から、「共和国が蒙っている燃料危機がわが県にも重くのしかかり、工場は停止し、勤労者の家と施設は凍てついた」、\*85と報じられたような燃料危機をいっそう尖鋭化させた。

採炭量を激減させた大きな理由も食糧危機であった。20年夏にポドモスコヴィエ〔モスクワ近郊〕炭坑から厳しい食糧事情が報告された。ここでの多くの地区では食糧配給券は引き渡されず、ある地区では6月半ばに5月分の配給券が引き渡されたが、6月分の貯蔵はなかった。採炭鉱夫には月に42フントの麦粉しか交付されず、きわめて粗末な丸パンにも事欠く有り様であった。労働者の持つ貯蔵は涸渇し、以前はプレミアで受け取った作業着などを穀物との交換に農民に出していたが、現在は農民も恐ろしい凶作のために自分たちの穀物さえも欠乏していた。

労働軍の生みの親、トロツキーはドンバス炭田の現状を、11月に次のようにモスクワに通知した。「ドンバスの状況はきわめてひどい。労働者は飢え、衣服はない。大衆の革命的気分にもかかわらず、ストがあちこちで勃発している」。さすがの彼も、強制力の強化の限界をそこに見た。「圧力の方法で、いくらかの生産性の向上が達成されているが、その後で反動が訪れている。このため、これに基づく計画的な発展は望めない」として、食糧事情を改善する、作業着と靴を供給する、賃金を保証するなどの打開策を要求したが、この要求が実現されなかったとき、それとともに採炭は激減した。\*86燃料危機の原因は、明らかに劣悪な労働者の生活条件であった。

2月のペトログラードへの石炭搬送計画は25%が遂行できただけで、木造家屋が燃料として利用されていた。モスクワでは電気は晩5時から朝8時までだけ供給され、ペトログラードではその供給時間は2時間にまで制限された。両首都の住民さえ、寒くて暗い冬を余儀なくされていた。\*87

次いで、この燃料危機は輸送危機を招いた。すべての鉄道で燃料は受け取るより多くが消費され、その貯蔵は日に日に減少し、いくつかの管区では燃料が尽きた。荷糶賦課による薪の搬送が奨励された。農民の馬は飼料の不足でやせ衰え、死ぬかもしれないが、それでも鉄道に薪を運ばなければならなかった。たとえ1日でも薪の搬送が停止すれば、多くの鉄道が停止し、そのため食糧搬送が停止し、労働者が餓死する恐れがあった。北部、モスクワ、カザン鉄道を除くすべての鉄道は1週間分以上の薪を確保していなかった。このため、南東鉄道では多数の食糧直通列車が立ち往生し、そのほか4500ヴェルスタの鉄道で運行は停止された。このような燃料危機の主要な原因は駅への薪の少ない搬送であるとされたが、1月からはじまった薪飢餓との闘争も進捗しなかった。薪搬送の停滞の大きな原因は、馬の消耗であった。戦時共産主義期の下での過酷な食糧割当徴発や役畜を伴う勤労賦課のため、農民には輸送手段を動員する余力はもう残されていなかった。

21年1月までに国防会議の任務として鉄道に搬出すべき薪の20%だけが執行されたにすぎず、21年1月31日の組織局会議は、今後の食糧の悪化を予防するため、「燃料飢餓は最近恐るべき規模に達した。鉄道での燃料不足は食糧列車を遅延させ、配給の縮小に移るのを余儀なくさせている。この2ヶ月間で党はその全精力を鉄道への燃料供給に集中しなければならぬ。21年の主要な燃料は昔ながらの薪であり、木材調達の進捗と糶道による薪の搬送の成功に、工業と運輸の復興、及び今年度のすべての消費地区への穀物の搬送の

プログラムの遂行がかかっている」として、薪搬送の強化のために全コムニストの動員を命じた。\*88

最後に、輸送危機は食糧危機をいっそう深刻にした。モスクワが受け取る穀物は、20年11月の1206六ヴァゴンから21年1月には930ヴァゴンと減少した。2月1日のモスクワ・ソヴェト総会でカーメネフは、モスクワ・ソヴェトは鉄道の改善に向けて全力を挙げているが、これら措置は即座に結果を出すことはなく、モスクワ・ソヴェトは2月2日から労働者の配給を縮小することを余儀なくされた、と報告した。\*89

要するに、21年初めにロシアで現出したのは、経済組織の解体、特に、農業の完全な崩壊であり、これは明らかに戦時共産主義政策の帰結であった。

#### 播種カムパニアの開始

20年12月28日のソヴェト大会で採択された決議『農民経営の強化と発展法』\*90の実施のための、播種委の設置に関する法令『農民農業経営の強化と発展に関するВЦИК政令』は、1月11日のВЦИК幹部会会議で、修正を付けて承認され、ВЦИК議長カリーニンと農業人民委員代理オシーンスキの署名を付けて、次のように1月12日づけ『イズヴェスチャ』で公表された。ВЦИК全権を議長とし、県執行委議長、県農業部部长、県食糧コミサル、農業改善農民委員会の代表からなる県播種委が播種カムパニアを実施し、農業カムパニアに関する県播種委のすべての命令は無条件の遂行が義務づけられた。同様に、郡には、県播種委全権を議長とし、郡執行委議長、郡農業部部长、郡食糧コミサル、農業改善村委員会の代表から構成される郡播種委、さらには村団による義務的播種の実施の指導と農業援助を行う郷播種委が設置され、この機構の末端に農業改善に関する農民委員会（セリコム）が置かれた。ここでも、今後の播種カムパニアの指導機関は食糧人民委員部ではなく、農業人民委員部であることが確認され、播種委に強権が付与されたが、種子調達の問題は食糧人民委員部の管轄に留まっていた。\*91

食糧人民委員部から異動したオシーンスキを中心に、農業人民委員部で精力的に播種カムパニアの実施に向けての作業が行われた。同参与会は1月10日づけの決議で、農業人民委員部に農業カムパニアに関する書記局の設置を決め、1月21日までにそれによって21年の播種計画案が作成され、二月七日の同参与会決議によって播種カムパニアの実施のために地方への五億ルーブリの割当配分が行われた。そして、このカムパニアのために、異常な数の活動家が動員された。\*92

播種委は各地で急ぎ設置された。タムボフ県レベジャニ郡では、1月半ばに郡ソヴェトは、21年春蒔き播種に関する播種トロイカを設置し、農民に種子貯蔵の自発的創出に関する檄を飛ばし、播種委の組織化に取りかかった。エカチェリンプルグ県でも、郡で播種カムパニアに向けての準備作業が実施され、播種委が組織され、農業技師、指導官の会議、大会が召集された。ヴィヤトカ県サラプル郡では、すべての郷で播種委が組織され、種子の調達が続けられた。サラトフ県では、県播種委により1月31日に播種カムパニアの組織化に着手され、割当徴発の方法による2週間の予備的種子カムパニアを組織することが決議された。このため県党委によって800人の党員が動員された。\*93

1月25日のCHK会議で承認された21年春蒔き区画の播種計画は、2月6日づけの食糧人民委員部機関紙『食糧新聞』で公表された。至る所で県播種委が設置され、郡播種委の

組織化は殆ど完了した。多くの郡では既に郷播種委とセリコム<sup>セルコム</sup>の組織化に取りかかっていた。播種に関する問題を審議する、郷、地区、郡、県の無党派農民協議会もほとんどの地方で設置された。党活動家が動員され、割当徴発が終了した地方では、食糧活動家は播種業務の任務に移された。こうして、1 月中には播種カムパニアの準備作業は基本的に終了し、2 月になると、大量のコムニストの動員を含めた大衆的カムパニアとして、播種カムパニアは全土で大きく展開された。

このカムパニアでの最大の任務は、まず播種用種子の確保にあった。全国的播種計画の遂行のためには2億2000万プードの種子が必要とされ、この数字は20/21年度の穀物割当徴発の実際の遂行量にほぼ匹敵した。播種カムパニアはそれだけの意義を持っていたが、農業人民委員部の管轄には2250万プード、すなわち、必要量の約10%しかなく\*94、それも播種カムパニアが始まった時点で、この農業人民委員部の種子貯蔵は、全面的飢餓と認められた諸県にすでに分配されていた。したがって、それぞれの諸県で種子ファンドを、種子割当徴発とその再配分によって創り出さなければならなかった。

このような調達のためには、生産物の厳格な登録が要求されたが、農民は以前の割当徴発の経験からこれに反感を抱き、「騙してコムニオンに登録させるのだ」、「セリコムは新しい賦<sup>ハクシチーオ</sup>役だ、昔は村<sup>スダ-ロス</sup>長が旦那の言いつけ仕事をさせていたように、セリコムはどのように農耕するかを命令するのだ」との理由で、チェリャビンスク県の多くの郷でセリコムの選出に農民は否定的で、選挙を拒否する場合があった。この報告のように、特にセリコムの選出に農民は抵抗した。食糧人民委員部参与A・II・スヴィージェールスキは、播種カムパニアと結びついている末端組織細胞はセリコムであり、これは課せられる任務を遂行するための軍事組織であると説明したように\*95、多くの農民にとってセリコムは貧農委の再来であった。ソヴェト指導者の1人は、ソヴェト大会の播種の布告はミール[村団]に広範な権利を与え、セリコムは農業の改善の分野でミールの意志を体現するので、セリコムは賦役ではなく、ミール的強制であると表現した。ヤロスラヴリ郡の郷では、3月になっても殆どまったくセリコムが組織されていなかった。3月はじめ郷にセリコムの指導官と組織活動家として郷播種委議長と書記に任命されていた2人が差し向けられたが、彼ら2人はセリコムについて何の説明もできず、それを組織することもできず、今度は郡農業部がセリコムの組織化に着手した。3月5日に郷に郡農業部部長が到着し、彼はセリコムが組織されていないことに激高し、郷執行委全員を罵倒し、セリコムの選出のために彼らを村に追いやった。3月8日までに選出が終了しなければならなかった。この日に同部長はセリコム郷大会を指定し、そこで期限内にセリコムが組織されないなら、執行委全員を逮捕するとの威嚇の下でセリコムが選出された。\*96このようなセリコムの選出が至る所で認められた。農業人民委員部の報告書は、播種カムパニアは割当徴発に引き続いて実施され、カムパニアの遂行が幹部の力量不足と拙劣なやり方のために農民の不満を招いて、「多くの地方でセリコム選出を拒否する場合があった。このことは通常、農民はセリコムに貧農委の復活を見たことで説明されている。いくつかの場合には、セリコムは強制的やり方で「コムニオンに追い立てる」であろうとの危惧も表明され」、「セリコムは大きな力と発意を発揮することができなかった」と、結論づけた。\*97

さらに農民にとって、国家ファンド形成のための種子調達とは、追加割当徴発にほかな

らなかった。オリョール県の村では、一つの割当徴発を取り上げて、今や別の割当徴発が課せられるようになったとの農民の不満が聞かれた。しかし、それ以上に農民の不満を招いたのは、割当徴発が遂行された地区で、種子調達が開始されたことであった。サマラ県では1月15日から、国家割当徴発を100%遂行した地区で種子カムパニアが開始された。  
\*98このため、国家賦課を誠実に遂行した勤労農民が、真っ先に負担を背負うという矛盾が生じるようになった。

種子調達の過程では、これに対する農民の強い抵抗のほかに、様々な障害が伏在していた。ペルミ県では、播種面積農民協議会は、すべての郡で既に家畜は消耗し、農具、肥料、種子が不足し、農民は持ち去られることを恐れて、種子の集荷に同意していない、との苦しい現状が指摘された。クルスク県ファテジ郡の村からは、郷農業部による種子の不適正な配分について、種子を多く持つ富農が多くを受け取り、貧農は種子なしになったとの不満が訴えられた。シベリアのセミパラチンスク県では、毎日種子を請求する農民が押しかけていたが、多くが燃料危機との闘争のための薪搬送に動員されていたため、種子を搬送することができなかった。さらに、橋道の確保が遅れたために、薪の搬送が滞り、燃料がないため鉄道の一部は運行を停止し、種子の搬送は完全に停止した。\*99

種子調達との関連で、割当徴発の遂行を巡って地方で混乱と動揺が見られるようになった。20年11月20日のレーニンと食糧人民委員代理ブリュハーノフの電報で、穀物と搾油用種子の割当徴発の終了期限が21年1月15日であることが宣告されたが、いくつかの地方では、これを口実として、この期限以後の割当徴発の遂行が停止された。これに対し、ブリュハーノフは、任務を完遂しない地区ではその完全な遂行まで調達を実施すべき旨を改めて打電した。さらに、播種カムパニアが始まり、食糧人民委員部は県食糧委に、県播種委の播種計画にしたがって県食糧委はこの遂行に必要な種子量を確保し、食糧人民委員部の割当徴発を遂行した後に住民に残るすべての種子は、播種計画の遂行のためのファンドであるとの指令を県食糧委に発した。この指令は、地方によっては割当徴発を停止し、種子ファンドの形成を開始することと理解された。1月9日のヴィヤトカ県執行委幹部会は、主要な割当徴発に対する調達カムパニアが終了したことに関連し、割当徴発の重要な実行組織であった県と郡の食糧会議の解散を指示した。\*100

1月25日にBIIK幹部会は、サマラ県執行委と県〔党〕委の幹部会が2月1日までに全県での食糧活動を停止するよう県食糧委に命じたとの食糧人民委員部の報告を聴き、食糧人民委員部により指定された割当徴発の完遂以前に食糧活動を停止する決定を破棄するよう命じ、同時に、すべての県執行委に、至る所で始まった播種カムパニアは食糧カムパニアと非常に接近しているので、播種カムパニアが適正に実施されないと食糧活動が崩壊する恐ろしい危険が生ずる、これは実際にドンとサマラ県執行委で起こったことであり、食糧戦線はもっとも重要な戦線であり、割当徴発の完遂まで食糧活動を停止してはならないよう命じた回状を送った。\*101

しかし、食糧確保のために割当徴発の継続を命じたこのBIIK幹部会決議は、調達活動の停止によってサマラ県内の深刻な食糧事情がさらに悪化する可能性を予防する措置であった。つまり、種子を確保する前に、サマラ県では貧民への食糧ファンドが緊急の課題となっていた。

20年12月1日のサマラ県経済会議、県食糧参与会、県執行委幹部会の合同会議で、割

当徴発の進捗に関する審議が行われた際に、県食糧コミッサール・レーキフと食糧参与ベラコーフスカヤとの間で次のような激論が繰り広げられた。レーキフは、食糧人民委員部が穀物の県内再分配について具体的に何も言及せず、共和国的規模で割当徴発が僅かしか進展していないことを根拠に、飢えた無産住民のために現地でその源泉を汲み出すことが必要であり、そのため12月1日から製粉税を6フントにまで引き上げ、増加分2フントから貧民用食糧ファンドを形成し、さらにはその一部を種子ファンドに引き渡すことを提案した。ベラコーフスカヤの提案は、割当徴発を100%ではなくその75%を要求し、それを超える分は貧農ファンドとして引き渡そうとするものであった。これらの提案に対し、食糧人民委員部が、現在の共和国の現状の下で100%の遂行を放棄することは明らかにありえず、農民に割当徴発を完遂すべきとの言質を与えながらそれを履行しないのは農民の不信を招くとの反論があり、長時間の議論の末に、同会議は基本的にレーキフのテーゼを採択し、次のように決議した。一、割当徴発の完遂をわれわれの義務と見なし、「21年1月15日までに75%以上の割当徴発を遂行するのを必要と認める」、二、残りの25%を遂行するのが望ましく、その徴収を種子カムパニアとして実施する、三、凶作を蒙った農民のために製粉税を4フント増やし、4フントは割当徴発に、2フントは貧民の食糧ファンドに算入する。このような決議は、一見すれば、割当徴発を完遂すべきとのレーキフ案が採用されたかに見えるが、これは事実上割当徴発の75%を遂行した後に割当徴発を停止し、種子調達に転換することを意味し、これはまさに食糧人民委員部から21年2月に出される割当徴発停止命令の先取りであった。何より、レーキフ自身が、21年1月6日の最初の県播種委員会会議で、割当徴発カムパニアと食糧カムパニアを同時に遂行するのはまったく不可能であることを指摘しているように、割当徴発の完遂は誰も現地では想定していなかった。軍事的任務として設定された食糧割当徴発は、遂行率は56%であった。

割当徴発停止案を持ってベラコーフスカヤはモスクワに出張し、割当徴発停止の県執行委と県委の決議はB II И Kによって破棄されたものの、彼女は帰還した後の2月1日のサマラ県食糧参与会会議で、次のような興味ある事実を報告した。まず、割当徴発の縮小の問題はCHK会議にかけられ、サマラ県には20%の縮小案が提示された。次いで、食糧人民委員部との交渉で、サマラ県には割当徴発の75%の遂行が設定され、残りは種子ファンドとして徴収が継続される旨が、CHKの正式決定以後発令されることになっている、という。明らかにこの案は、先のサマラ県会議でのテーゼの追認でしかなかったが、その時はこの意味を知る由もなかった。こうしてサマラ県は偶然にも、割当徴発の停止を事前に察知することができた。\*102この直後にサマラ県は2月4日づけで、種子カムパニアを速やかに開始するため、搾油用種子を除くあらゆる穀物割当徴発の遂行を70%で停止する旨の指令を受け取った。\*103

同様な割当徴発停止の要求は各地から寄せられた。

2月1日にリャザニ県からB II И K幹部会に次のような請願が出された。

リャザニ県執行委は、播種の組織化とこのための種子の調達の問題を検討し、直ちに全勢力を種子材の調達に向けるため、食糧人民委員部から県に与えられた割当徴発の今後の遂行を停止するよう要請することを決議した。そのような決定を採択した県執行委は、次のような判断に基づいている。第一に、実際に遂行された割当徴発の総量は54%しかない。第二に、食糧割当徴発が完全に100%に達する可能性はまったくない。第三に、県の食糧

状態は、種子調達の遅延がすべての播種委を崩壊させるおそれがあるほどになっている。  
[…]第五に、そのように食糧割当徴発の遂行の下で、種子材の調達が些かでも遅延すれば、予想される播種カムパニア全体は失敗の運命を辿る。このような根拠で、春の播種までに残された短い期間を考慮して、割当徴発の即座の停止を訴えた。\*104これから間もなく 2 月 10 日に、同県は割当徴発停止指令を受け取った。

飢餓諸県での差し迫った食糧危機のために、食糧割当徴発と種子カムパニアを同時に遂行するのは不可能になっていた。

サマラ県は既に 20 年に大凶作を蒙り、さらに匪賊運動が猖獗し、割当徴発の遂行は事実上停止していた。21 年 2 月初めにバラコヴォ郡執行委議長は В Ц И К に、郷執行委と党細胞からの請願は、貧農と赤軍兵士の間で認められる大規模な飢饉 голодовка に直面している郡の状況を適切に提示しており、軒並みの没収と逮捕による農民への抑圧という地区食糧委の活動はあらゆる影響力を失い、それらの大量の適用のために郡の経済建設の基盤は解体されている、地区食糧委による農業破壊の政策は、バラコヴォ市の組織的プロレタリアートの気分反映され、彼らは一丸となって食糧組織の思慮分別のない行動に抗議し、郡の物騒な状況の中で飢えた大衆の圧力による予期せぬ現象が生ずるであろうとの、危機的状況を打電した。3 月初めに党プガチョフ郡委から受け取った電報も同様である。\*105

リャザニ県の食糧状態は文字どおり危機に瀕していた。既に 20 年夏には、県内で飢えのために全員が衰弱していると報告され、さらに干草の不作のために飼料危機に陥っていた県は、9 月 21 日の С Н К 会議で、飢餓住民への国家支援を組織するため、カルーガ、オリョールなどと共にもっとも凶作を蒙った地域と認定され、これら凶作を蒙っている諸県の食糧状態の調査が命じられた。この調査によれば、カルーガ、トゥーラ、リャザニ、オリョール、ツアリーツィン県の郡が、もっとも穀物凶作の被害を蒙っていることが判明した。調査報告を受けた С Н К は、飢餓諸県の住民に穀物、碾割りの貯蔵を確保し、特別野菜フオンドを創り、現有の余剰を利用して飢餓諸県の内部再分配と供給に特別に配慮することを決定した。凶作を蒙った村住民への食糧援助の組織化に関する指令に基づき、飢餓諸県の県執行委議長、県食糧コミサール、食糧人民委員部全権からなる特別委員会に援助の組織化が命じられた。

しかし、地方ではこのようには進まなかった。カルーガ県では県特別委は設置されず、内部再分配も行われなかった。リャザニとオリョール県では、特別委は再三にわたり村住民への食糧援助を回避し、飢餓地域の調査も行われず、食い手の登録もなかった。こうしてこの時までの飢餓住民への実質的援助は進捗せず、膨大な飢餓民への援助として量的に不十分であっただけでなく、食堂の開設についても、リャザニ県カシモフ郡の郷から、「新聞にはリャザニ県の飢えた郷に食堂が開設されたと書いてあったが、われわれの郷はもっとも凶作を蒙ったがここには食堂がない」と報じられたように、適切な援助が欠けていた。

\*106

これら飢餓諸県でのこれ以上の割当徴発の遂行は、種子調達さえ不可能になるおそれが生じていた。割当徴発停止の理由はほかには考えられない。

21 年 2 月 20 日で穀物割当徴発の遂行は、全体で 2 億 5257 万ブード余で、遂行率は 59,7 %で、ロシア共和国消費諸県は遂行率は 130%を超えていたが、穀物調達の主力であったシベリアでは 46,9%、北カフカースでは 38,7%しかなかった。\*107強制力と軍事力を最大

限に行使しての結果がこれであった。

20/21年度割当徴発の特徴は、内戦の縮小とともにその対象地域が、バシキール、タタール、シベリア、北カフカースなどを含めて大幅に拡大されたことであり、シベリアに1億1000万、北カフカースに1億3000万プードが課せられ、中央穀物諸県が早魃を蒙る中で、辺境地での穀物調達が必要な意味を持った。しかし、特にこれら辺境地での割当徴発は遅々として進まなかった。21年1月に北カフカースに派遣されていた食糧人民委員部全権M・И・フルームキンはレーニンに、南東地方での調達の衰退を確認し、1月15日までに割当徴発を完遂するのを不可能と見なし、ドン州執行委と党委は、種子カムパニアを組織する目的で、割当徴発の75%を遂行したドン州の管区に1月20日で、残りの管区では2月10日で、食糧活動を停止するよう命じたとの現地の状況を打電した。\*108こうして、北カフカースでの割当徴発は既に事実上停止された。

現行の割当徴発の限界と同時に、播種カムパニアが割当徴発の継続と両立しないことが次第に明らかになった。ある食糧活動家は、生産諸県で20年11月に比べ21年1月に調達が低下したのは、穀物カムパニアが終了に近づき、これに替わり、それら地区の調達機関は春蒔き区画の播種のための種子フォンドの徴収の任務に直面したことが原因であると指摘した。\*109割当徴発への農民の抵抗の強まりとともに、優先的に大々的に実施される播種カムパニアのために、食糧割当徴発の納付が激減したのである。

割当徴発の停止は播種カムパニアの実施との関連で既定の方針となりつつあった。

連日中央紙の『貧農』紙上で播種カムパニアの記事が掲載され、未曾有のこのカムパニアが展開するにつれ、割当徴発への批判のトーンが高まった。2月2日の農民の気分に関する政治局決議は、BIIK幹部会に農民の政治的気分を調査し、特に食糧活動家の職権濫用などの苦情を検討するよう要請した。2月9日に公表された内部再分配に関する県食糧委への指令では、割当徴発の際に見られた、食糧組織の誤った割当配分、住民への割当配分の階級原則からの逸脱のような、活動の異常に高いテンポと機関の非組織性により引き起こされた調達活動での一連の常軌を逸した行為が列挙された。\*110

BIIK議長カリーニンの名で2月23日づけ『貧農』紙で、割当徴発が公然と批判されたのが、播種カムパニアの最中であったのは象徴的である。

現在は種子材の徴集と播種カムパニアの準備の時期である。今日までソヴェト権力は農村に割当徴発を施行してきたが、今や農業経営を強化し農村住民を援助する目的を持った方策を農村に施行している。重い国家的賦課である食糧割当徴発は、説得と強制によって行われ、許されざる不法な形態での強制の適用の多くの事実がある（勝手な逮捕、寒い部屋での拘留、殴打、いかなる根拠もない武器による威嚇、悪罵など）。これらは農民大衆の怒りを招かざるをえないし、さらに食糧エージェントのあらゆる気ままで不正な行動は農民を憤激させている。\*111

さらに2月26日の食糧人民委員部機関紙にツェルーパーの署名で公表された、すべての県食糧コミサルへの指令では、「食糧活動の基本的部分、穀物割当徴発の遂行はヨーロッパ=ロシアで終了した。この困難な活動の中で、総じて等価物を供給することができなかったため、農民は諸君をもっぱら汲み出すだけの機関と見た。そのような状態のために農民は割当徴発を重い税と見なし、相互関係を尖鋭化させた」ことを認めた上で、現在展開されている播種カムパニアの実施の際に、これまでの食糧活動家への農民の偏見を払拭する



よう要求した。\*112食糧人民委員部によって割当徴発カムパニアから播種カムパニアへの移行が宣言されたのであった。

#### 割当徴発の廃止の過程

2月2日にソユーズ会館（皮肉にもここに、労働者徴発部隊の本部である軍事食糧局が置かれていた）において開かれたモスクワ拡大金属工協議会で食糧問題が審議された際に、この日から実施される配給券の縮小への労働者の不満を背景に、登壇者によってソヴェト食糧政策に反対する演説が行われた。これを受け、同協議会は、「一、割当徴発により農民から生産物を受け取る現行の形態を合目的でないとする、というのは、農業の悪化と解体をもたらす割当徴発は農民大衆の利益に応えないだけでなく、破滅的形式で労働者の状態にも反映されるので、二、割当徴発を一定の現物税に替えるが、この税は地方的条件に対応し、農民にとって負担にならず、農業の向上と発展のための可能性を農民に与える規模で表されなければならない」との決議を採択した。レーニンは代議員に請われて、同協議会最終日の2月4日に演説し、誰も労働者ほどには苦しまなかった、農民はこの間に土地を受け取り、穀物を手に入れることができた、しかし農民はこの冬に窮乏に陥り、彼らの不満は理解できると、農民の現状に理解を示し、そこで彼は権力が陥っている困難からの解決策を示した。播種カムパニアを再検討せよとの声があるが、すべての面積に播種しなければわれわれは滅亡する、と播種カムパニアの堅持を支持して、「現在われわれは13諸県で割当徴発を完全に停止しようとしている」ことを表明した。\*113これが農業危機に対するレーニンの回答であった。

既に、播種カムパニアと割当徴発のこれ以上の遂行が両立しないことが食糧人民委員部では明白になり、一連の県に対して一定の割当徴発の遂行後、その徴収を停止する旨の2月4、5日づけツュルーパー名の電報48/T号が出された。オレンブルグ県食糧委への電報では、「種子カムパニアの速やかな開始のため、搾油用種子を除くすべての穀物割当徴発の遂行を、50%で停止する。種子計画を近日中に受け取るように。食糧人民委員 ツュルーパー 21年2月4日」と述べられた。割当徴発の遂行率は県ごとの異同があるとしても、同様な電文がバシキリア食糧人民委員部、シムビリスク、ウファー、サラトフ、サマラ、ポクロフスク県食糧委に送られた。\*114これに続いて、2月10日の食糧人民委員部参与会会議で、20年に特に凶作を蒙った飢餓5県、リャザニ、トゥーラ、カルーガ、オリョール、ツァーリツィン県で、2月15日から8月1日まですべての割当徴発の遂行を停止し、食糧生産物の内部再分配に取りかかることが決定された。\*115

しかし、この決定は突然で、地方組織はその兆候さえ知らされていなかった。

タムボフ県では、県党委は1月15日の会議で、農民蜂起運動によって解体された農村で割当徴発を遂行するのがいかに困難であるかを、中央に訴えた。2月8日には、県委で〔アントーノフ〕匪賊運動と白色蜂起の根絶についての報告が行われ、軍司令官パーヴロフは、この蜂起は農民の不満の表明であり、彼らの状況は日々に悪化し、赤軍部隊にさえこれへの共感があることを率直に表明した。この対策として彼は、広汎な無党派協議会の創設と並んで割当徴発の問題を、レーニンへの書簡を含めて中央に提起する必要があると認めた。まさに、割当徴発による不満から生じた農民蜂起は、彼が認識する所では、タムボフの地方的問題ではなく、国家的問題であった。別の県党委幹部会員も、農民蜂起を根本的に阻

止するには、県全体から食糧割当徴発を解除しなければならないと主張したのに対し、県書記ヴァシーリエフは、ロシア革命が農民との衝突の激しい局面に差しかかっているとの共通認識から出発しても、割当徴発の解除に反対し、抑圧の緩和を提起するに留まった。この後、意見の交換が重ねられ、レーニンにこの報告を持参するメンバーを派遣することが決定された。\*116アントーノフ=オフセーエンコが中央から派遣されるまでは、農民蜂起に対して地方権力は一定の理解さえ示していたのが特徴的であった。

そして、まさにその日、2月8日に、タムボフ県食糧会議議長と県食糧コミッサール宛に、「本状の受取りにより、穀物食糧割当徴発の活動を停止せよ。食糧機関全部を、公布された指令と近日中に貴県に送られる種子任務命令に準じて、種子材の再分配と確保に関する活動に投入せよ」との、ツュルーパの電報が到着した。県委の表現によれば、「穀物割当徴発の解除はタムボフ県に不意打ちを食らわせた」ような、まったく準備なしの指令であった。\*117

急遽開かれた同日の県執行委幹部会決定により、翌9日に県内のすべての郡執行委、郡委、郡食糧委に、穀物割当徴発のこれ以上の遂行を停止し、食糧組織の機関を播種カムパニアのために利用し、すべての食糧部隊を解除し、郡委はもっぱら集中的な政治カムパニアを展開する旨の電報が送られた。その際、「食糧割当徴発の解除は農民をもっとも辛い賦課から解放し、なんら支障なく春の播種カムパニアに取りかかれるようになったことを、執拗に強調」し、「最短期間でもっとも優れた勢力を投入し、無党派農民協議会を催し、そこにできるだけ広汎な農村の層を引き入れ、匪賊運動についてと播種委に関する法令を情宣する」ことが命じられた。\*118

さらに、2月14日のタムボフ県執行委会議は、この幹部会決議を承認すると同時に、春の播種カムパニアに関連して、県外へのオート麦のあらゆる搬出を完全に停止するよう県食糧委に命じ、「県の破滅的食糧事情を確認し」、県食糧コミッサールに県への食糧支援を食糧人民委員部に要請するよう義務づけると共に、「県食糧委の貯蔵から実動の軍事部隊への供給が完全に不可能であることに鑑み、暫定的措置として食糧人民委員部の任務命令による食糧の受取りまで、軍事組織を通して住民を犠牲にして現地で軍隊への供給を受け入れる」とした。\*119

しかし、飢餓と匪賊運動が猖獗するタムボフ県にとって、この割当徴発停止命令は困惑を持って迎えられた。なぜなら、割当徴発を停止すれば、非農民住民に食糧を供給することができなくなるのは明白であった。2月9日には県食糧コミッサールは、食糧人員委員ツュルーパ宛に次のような内容の機密至急電を送らなければならなかった。「正確な指示を与えてくれ。穀物の割当徴発は今後の遂行は必要ないと考えるのか、それを県内供給のために継続するのか。というのは、県の地元都市プロレタリア住民、鉄道従業員、軍隊を扶養するための貯蔵は一週間以上はないので。もし今、割当徴発を停止するなら、扶養のための穀物はどこから手に入れるのか。割当徴発を完遂したか70%以上を遂行した郡で、現地を扶養するために割当徴発の残りを継続して、種子フォンドの再分配と確保の活動を開始すると考えている。そうでなければ、食糧人民委員部は1ヶ月40万ポード以上の穀物を即座に供給しなければならない」。この現地からの疑問に、食糧人民委員代理ブリュハーノフは県食糧コミッサールへの2月21日づけ電報で四八号電報を補足し、軍事部隊へは一部は県外から月間5ヴァゴン〔5000ポード〕だけが供給され、残りの供給のためには、

対匪賊で行動している軍事部隊を利用し、調達地方に戒厳状態を布告し、内部食糧再分配を新しい収穫まで実施してあらゆる県内食糧需要を確保するよう指示した。これに続く、国防会議議長と食糧人民委員の電報は、タムボフ県の食糧任務をより直截に指示した。第一に、共和国の異常に困難な食糧事情のため、タムボフ県に穀物援助を行う可能性を食糧人民委員部は持っていない、第二に、タムボフ県内で活動する赤軍部隊と消費者の需要は、まず地方的資源から充たされる、第三に、内部再分配の目的で対匪賊で活動している軍事部隊を利用し、現地と調達機関に戒厳令を布告し、第四に、内部再分配をまずもつばら種子確保に対して実施し、新しい収穫まですべての地方的需要を確保する。\*120割当徴発の解除が、農民や労働者の状態を緩和したと考えるならば、それは大きな誤りである。タムボフ県のような凶作県に現地での需要の充足を委ねた結果は、悲劇的大飢饉であった。

県中央さえ割当徴発の停止命令に困惑し、郡レベルではいっそうの混乱があった。この時までには県内の食糧資源は消尽され、内部資源を当てにすることはできなかった。いくつかの郡では、国家割当徴発が廃止されたのなら、すなわち、県中央には郡に配給するのに十分な量の食糧があるなら、郡で食糧を制限する必要がないと理解した。また別の郡は、穀物割当徴発の停止はあらゆる割当徴発の停止を意味すると理解した。こうして、割当徴発の停止と共に、内部再分配も停止し、県内の食糧事情はさらに悪化した。国家割当徴発を遂行したコルホーズには食糧は残されず、種子材以外何もなく、アカザやその他の代用食が用いられていた。コルホーズへの食糧供給も県食糧委によって拒否され、食糧援助なしでは、残った種子材が食糧に利用されるおそれがあると、県コルホーズ連合議長代理は農業人民委員部に警告した。県労働者供給部はレーニン宛に、割当徴発は解除されたが穀物の納付はなく、県内の労働者の供給状態は危機的で、所によって気分は悪化しているとして、支援を要請した。\*121

国家割当徴発の停止命令が食糧危機をさらに昂進させたのは、有効な調達方法を奪ったからだけでなく、その反対給付としての国家供給、国家的食糧援助の拒否をも同時に意味したからであり、これら支援はことごとく拒否された。国家割当徴発制度とは、その理念としては、余剰の収用とそれに対する反対給付としての商品交換、それに困窮者への国家供給を含むシステムなのである。だからこそ、何度も触れるように、「コミュン国家」への移行措置としての割当徴発制度にボリシェヴィキは拘泥したのであった（もちろん、これは机上の幻想であったとしても）。したがって、割当徴発の廃止とともに突撃企業を除き、労働者は21年に徐々に国家供給制度から排除された。21年の飢饉の下で、タムボフ県の実例に示されるように、原則として国家は現地での自給を指示し、制度としての飢餓援助を拒絶したことが、飢饉の犠牲者を増やす原因となった。BIIIKや食糧人民委員部に飢餓民援助のための特別委員会が設置されたが、その基本的原資は民衆からの寄付と醸出に依存した。すべてが涸渇したソヴェト=ロシアには、制度として飢餓民を援助するだけの余力は残されていなかった。逆説的だが、割当徴発の廃止が飢饉の犠牲者を増やすことになったといえなくもない。

県執行委と県委は、郡組織に割当徴発停止の指令を送るとともに、2月9日づけで次のような農民への檄を公示した。「南部とシベリアから僅かずつ穀物を受け取る可能性が確定したことに関連し、コムニスト県委の報告により、現在タムボフ農民が置かれているあらゆる苦しい状態を考慮し、割当徴発の大部分は遂行され、何人かのクラークにある余剰

は非常に僅かであることを考慮し、食糧人民委員部はタムボフ県で今後穀物割当徴発の徴収を停止することを決議した。〔・・〕現在、全県で通知の受け取り後直ちに穀物割当徴発の収集を停止し、すべての食糧部隊を解除すると命令が郡食糧コミサールに出された」。\*122この檄にある割当徴発廃止の論拠が虚偽である以上、この檄の内容も欺瞞であった。食糧人民委員部は、シベリアからの穀物の途絶により共和国全体が食糧危機に陥り、そのため地方的調達で派遣軍を賄うべきとの認識を持っていた。プリュハーノフは2月22日にロシア共産党中央委へ次のような報告を提出した。「すべての生産物（穀物だけでなく）のあらゆる種類の調達に従事していた食糧部隊の解除と、食糧活動の完全な停止についての、タムボフ県と県執行委の訓令（写しを添付）によって引き起こされた悲惨な食糧事情が、タムボフ県で創り出された。特に穀物割当徴発の問題は、この時までにはこのように尖鋭化された。2月1日で1100万プードの割当のうち、510万が遂行された。そのうち特に匪賊運動に汚染された3郡（タムボフ、キルサノフ、ポリソグレブスク）では、割当量530万プードのうち140万プード（すなわち約25%）しか遂行されなかった。叛徒たちによって、またいくらかのケースでは、自給に依存したわが赤軍部隊によって、これらの郡からさらにいくらかの量が汲み出されたとしても（決して100万プードを超えることはない）、そこには著しい穀物が現有すると認めざるをえない。共和国の食糧事情全般は当面は（特にシベリアからの穀物の搬送の停止に関連して）信じがたいほどに苦しい。搬入穀物による（両首都と中央工業地区を犠牲にしての）タムボフ県の扶養を放棄することが無条件に必要である。タムボフ県は、自身で賄い、特に現在そこで行動している軍事部隊を養わなければならない（司令官パーヴロフの最新の電報によれば、タムボフ県には10万8000人と馬匹1万5000頭の軍隊が駐屯し、それらにだけでも飼料を除き、穀物だけでも月に11万プードを要し、タムボフ県の労働者と都市住民の一定部分に月35万プードを要する）。\*123要するに、タムボフ県は、割当徴発は停止されたとしても、次の需要のために穀物調達が義務づけられたのであった。第一に、播種カムパニア用の種子用穀物、第二に、内部再分配による県内の非農民住民、特に工業労働者への食糧用穀物、第三に、県に駐屯する軍用穀物である。

このように反乱地区での部隊への食糧供給の問題は、中央でも2月20日の匪賊運動との闘争に関する特別委会議で取り上げられ、報告に立ったプリュハーノフの提案に基づき、食糧人民委員部は軍隊への供給を遂行できないので、現地の資源で供給を行うことが決定された。さらに、3月19日の政治局会議は、レーニンの草案に準じて、タムボフ県での調達の完全な停止についての中央委決議を破棄して、現地で匪賊との戦闘行動をおこなっている軍事部隊のための飼料の調達を認可した。しかしながら、タムボフ県の飢餓はその実施を許さなかった。食糧人民委員部は3月25日に県食糧コミサール代理から、状況は義務の執行を不可能にしている、調達のために農村へ接近することができない、割当徴発を遂行しなかった郡は匪賊によって掠奪され、軍隊を賄うことができない、抑圧の方法は農民の反抗を招くだけで、軍隊の影響の下でも取るに足らない成果しか挙げていない、もっぱら食糧列車の連結を切り離して労働者と軍隊を養っている、穀物生産物はなく、干草の状態も悪く、飼料もなく、プレミアによる調達でさえ何ももたらしていないとの、穀物調達の危機的現状が報告された。\*124住民の飢餓状況の下での軍隊への食糧供給は、農民の不満の一因となり、それは匪賊運動根絶に否定的影響を及ぼした。

県内に穀物が一定量確保される条件では、駐屯軍への負担に耐えることができたとしても、20年末から突撃企業労働者への食糧供給さえ急速に悪化し、労働者の間にも不満が高まっていた。タムボフ郡ラスカゾヴォの繊維工場労働者は、20年12月から定められた食糧配給を受け取らず、彼らの間には動揺が広がっていた。食糧人民委員部は工場労働者への食糧配給の確保を命じたが、「真っ先に供給しているが、匪賊運動のために農産物が切実に不足し」、県内食糧源では配給は不可能であると、県食糧委は打電した。リベツク採石労働者は1月には麦粉15フントしか交付されなかった。このような労働者への供給不足に、教育人民委員ルナチャールスキは、「軍司令官パーヴロフの言明によれば、タムボフには著しい量の穀物と飼料がある。それでも労働者はほぼ2ヶ月間配給を受け取らず、不満は強く、苦しい軍事状況に鑑み、望ましくない」と、BIIK幹部会と食糧人民委員部に至急電を打ち、打開を訴えた。3月初めにはタムボフ県食糧委の管轄には、3日分の穀物貯蔵しかなかった。

食糧人民委員部はタムボフ県の危機的食糧事情を知悉し、サラトフ県食糧委に3月中に穀物90万1000プードを発送すべしとの任務命令を与えた。しかし、同県食糧コミッサール代理は3月9日に食糧人民委員部宛てに、タムボフ県食糧コミッサールは直通電話で任務命令の即座の発送を要求しているが、食糧貯蔵をサラトフ県は持たず、任務命令を完全に遂行することはできないと打電した。当時のサラトフ県では、匪賊運動のために県内での播種カムパニアさえも崩壊しつつある恐ろしい状況が生まれていた。

3月19日に党中央委に、サラトフ県チェー・カー議長から次のような暗号至急電が送られた。「県委、県執行委、リャザニ=ウラル鉄道代表のしかるべき活動家を伴う合同会議は、軍司令官プレーニンの報告を聴き、サラトフ県の実情を審議し、様々な措置と方法で2ヶ月半に及ぶ匪賊との闘争は望ましい成果をもたらさなかったと見る。この数日間で匪賊行為は全県を覆い始めている。セルドブスク、バラショフ、カムイシン、ヴォリスク、デルガチ、ノヴォウゼンスク、フヴァルィンスク郡に蜂起がある。十分な数の騎兵だけでなく歩兵がないために、匪賊にどこでも跳梁を許している。彼らの掌中にカムイシンが落ち、フヴァルィンスクがあり、ヴォリスクは脅威に晒され、セルドブスクは包囲され、サラトフから80ヴェルスタにあるゾロトエは占拠された。小部隊による匪賊との戦闘は、彼らを武装させる機会を与えるだけであった。そのような県の状況と匪賊との闘争は、これ以上耐えられず次のような結果に至った。170万デシャチーナを播種しなければならない県の播種カムパニアは頓挫し、300万プードの量の分配所と共同納屋にある種子は匪賊や農民により盗まれ、県のあらゆる活動は麻痺し、匪賊が通過した地方ではソヴェト権力は認められず、都市は匪賊により完全な崩壊の損害を受け、穀物に対する中央の任務命令を遂行するのは不可能で、飢餓一揆が県の都市を脅かし、そのような状況は労働者大衆の志気を挫いて墮落させ、彼らの中で動揺とストと生産性の完全な低落が始まり、そこで、歩兵並びに騎兵の武装勢力の即座の派遣を、闘争の方法と手段を再考し、あらゆる幹部士官を再考し、この闘争での直接の組織化と現地での計画の策定のために権威ある軍事特別委の派遣を要求する」。

タムボフ県内の肉や碾割りはまったくなくなり、労働者の食糧事情は急速に悪化した。3月中は突撃企業の労働者さえ穀物を受け取らず、肉、獣脂、砂糖は既に数ヶ月間交付されず、労働者は急激な体力の消耗を引き起こしていた。労働者の食堂は閉鎖寸前で、彼らは

食糧がないために惨めな生活を送っていた。穀物を求めて職員と労働者は四散し、県の経済組織は解体された。したがって、2月15日から3月1日までの住民の気分に関する県チェー・カー報告書は、「住民の気分は全体として食糧と燃料の危機のために、きわめて殺気立っている。県の農民住民からの食糧割当徴発の廃止は、望ましい成果を挙げなかった」と指摘した。\*125

### 3) 現物税布告の策定

#### 現物税構想の背景

21年2月8日にレーニンが中央委政治局に提出した『予備的草稿』が、現物税布告の直接の基礎となったことでは研究者の評価は一致する。だが、2月4、5日に割当徴発の停止指令が既に執行された後に、ようやくレーニンがそれに替わる現物税案を執筆したと考えるのは不自然である。公的文書で、割当徴発の廃止と現物税の導入が関連づけて言及されることが第10回党大会直前までなかったことは、両者の間に直接関わりがなかったことを示唆している。さらに、先に挙げた食糧人民委員部の一連の電報は、割当徴発の廃止ではなく停止を命じたのであり、2月10日づけの飢餓五県への電報では、2月15日から8月1日までの暫定的停止が明記されていた。つまり、2月初めの時点で、割当徴発の停止は命令されたが、その廃止は想定されていなかったことになる。繰り返せば、現物税構想は、割当徴発が現物税に交替したのではなく（第10回党大会ではそのような決議なのだが）、割当徴発の廃止とは別の回路から導き出されたことになる。その背景を、20年末の戦時共産主義「幻想」のピーク時に求めてみよう。

第8回ソヴェト大会で採られた農民=農業路線は、60年代後半からソヴェト史学界で様々に議論されてきた。ポリャコフはこのテーマに関する代表的研究書の一つの中で、以前から亜麻、麻、棉花のような工芸作物に適用されていたプレミア制を考慮し、強制に基づく『農民農業経営の強化と発展』法令は戦時共産主義政策の強化と見なしている。E・H・カーの立場はきわめて慎重で、この法令に「依然としてきわめて都市的な考え方」を認める一方で、「ポリシェヴィキ権力の最初の三年間を通して、食糧不足の問題は、生産の問題としてではなく、徴収と分配の問題としてしか扱われていなかった。[・・]内戦が終了したとき、ソヴェト農業政策の基本的任務は[・・]農業生産を刺戟することであることが明らかとなった。ここまでは大会もこれを認めた」と、一定の変化を評価している。最近の論文で、ヤーロフは、この「文書は確かにネップの精神は吹き込まれていないが、大会での農民問題に関する議論は、ネップの形成で決定的となる実践的方法を明示した」と評価する。戦時共産主義期の農民経営の専門家、B・B・カバーノフは、農業の強制的国家規制の原則がプレミアとしての農民経営への物質的奨励策を含み、「播種拡大に農民の関心を持たそうとする試みは農業政策での新しい非常に本質的契機であった」と、この法令による農業政策での一定の転換を認めつつも、この要素を強調するゲーンキナを批判し、「農民経営の国家規制の構想は国内の経済の組織化の「戦時共産主義」の枠から出なかった」と結論づける。これに対して、ゲーンキナは経済的刺戟によるこの方針をネップへの転換に向けての前進として位置づけた。\*126

ゲーンキナのような論者は、基本的に第8回ソヴェト大会での一定の転換を認め、次いで21年3月の第10回党大会での現物税布告でネップが導入されたとして、ネップの成立を二段階の転換を経て達成されたと見なす。\*127このような議論は、ネップ期における農業の復興という条件の下で明確に主張されるようになった。25年に、当時の農業人民委員部参与で法案の発意者の1人であるテオドロヴィッチは、「この法令[農民農業経営発展法令]を戦時共産主義の白鳥の歌と見る者もいる。われわれは、それをネップへの移行に先行する燕と見なすのがより正確であると、考えている」と、一、個人農を通しての農業の復興、二、経営の向上に対する国家支援、三、個々の経営へのプレミアの基本方針を

根拠に挙げて、この法令の画期的意義を評価した。\*128

しかしながら、既に見たようにこの法案の推進者オシーンスキの構想は、割当徴発の存続と強制播種を前提にしていたこと、さらに種子カムパニアは追加割当徴発として実施された現実を考慮に入れるなら、この方針は明らかに戦時共産主義政策の枠内に留まっていた。オシーンスキ自身が現物税の導入後間もなく、第8回ソヴェト大会で提起された法案は割当徴発の存続と私的交換の禁止を念頭に置いていたことを認めている。22年に公刊された農業人民委員部の報告書では、第8回ソヴェト大会で新路線が確定されたが、その基本は農業経営への国家規制であると位置づけられた。\*129したがって、大会の論戦の中で、経済的刺戟として農民の要求である農産物余剰の自由処分権を求めた他党派の主張に、自由商業の要求としてポリシェヴィキが激しい批判を浴びせたのは当然であった。そして何よりも、このような市場経済路線は、この時期のポリシェヴィキ党の基本的経済路線と真っ向から対立していたのである。20年末のこの時期は、貨幣廃止を目指そうとする戦時共産主義期の基本構想が実現されようとしていた、ある意味では戦時共産主義「幻想」の絶頂期であった。\*130

貨幣税廃止の問題は、20年11月3、30日と12月18日のCHK会議で審議され、11月3日にこの問題に関するC・E・チューツカエフ（財務人民委員代理）を議長とする特別委が設置され、11月30日のCHK会議は、地方貨幣税を廃止する可能性について、「貨幣税の廃止と食糧割当徴発から現物税への転換を同時に準備し実施する」問題を特別委に詳細に検討するよう委ねたレーニンの提案とを採択した。\*131レーニンにとって、19年5月19日の演説に見られるように、貨幣とは搾取の名残であり、その廃止には多くの障害が存在し、かなりの長期間存続するものであった。しかし、その機会が眼前に迫っているように思われた。\*132

11月30日に貨幣税廃止の検討が委ねられた特別委員長チューツカエフに、レーニンは過渡期における貨幣廃止が持つ意義を次のように書き送った。

「貨幣から貨幣なし生産物交換への移行は議論の余地はない。

この移行をうまく完成するために、生産物交換（商品交換ではない）を実現しなければならない。

われわれが商品交換を実現する、すなわち農民に工業生産物を与える力のないうちは、その時は農民は商品（したがって、貨幣）流通の痕跡の下に、その代用品の下に留まるのを余儀なくされる」〔強調原文〕と、貨幣経済から未来の生産物交換への移行を定式化した。この枠内で貨幣税廃止を位置づけるよう勧告したのである。\*133

12月18日のCHK会議は、貨幣税廃止に関する特別委の次のような政令草案を来るソヴェト大会に検討のため提出することを決議した。「現存している様々な貨幣税は、ロシア共和国で大ブルジョワジーを清算するため、今日まで私的個人経営で生活している農民と営業都市住民の中間層によって支払われている。だが住民のこれらグループは、ソヴェト権力により実施されている勤労賦課の実施によりソヴェト経済建設に自分の労働力を部分的に提供し、農業から受け取った生産物の一部を全国的割当徴発により引き渡すことで、ソヴェト国家の維持に参与している。農民個人経営と国家間での無貨幣生産物交換の中に、社会主義建設に向けての、税制の存在の必要性を排除する直接的移行を認め、全ロシア・ソヴェト大会は決議した」として、現時点まで存在するあらゆる国家的、地方的直接



税の徴収を廃止し、地方的需要を充たす地方特別税のみを残すことなどを決定した。つまり、勤労賦課と割当徴発の遂行の下で、貨幣廃止への、すなわち、レーニンの定式化によれば生産物交換への路線が開かれていると想定されたのである。割当徴発から穀物税への交替への法案の最終編纂が承認された3月7日の中央委総会会議で、貨幣税廃止に関する報告がなされ、現物税の導入は社会主義建設への直接的移行が想定されていた。このような法案作成の作業は、第10回党大会の開催時まで、すなわちレーニンの政治局への提案により貨幣税廃止草案が21年3月16日に撤回されるまで続いた。\*134

22年にある経済学者はこの時期の雰囲気을回顧して、「比較的最近の1年半前までわれわれは、「商品」、「商品交換」、「商品流通」の言葉を単語から抹殺しようと思っていた。直接的社会主義的分配の局面が急速に展開し、市場関係という自然な力は過去のものとなる。小ブル的形態に付随する商品生産は徐々に縮小され、ここでは殆ど直接的「生産物交換」が前面に押し出され、このため貨幣単位は純粹に計算上の意味しか持たなくなると思われた」と記した。\*135

現物税構想は既に18年秋に見られたが、そこで設定された現物税布告は、逼迫した食糧事情のために実施には至らなかった。既に18年夏にいくつかの地方で導入されていた割当徴発制度が、穀物調達の基本路線として確定され、19年1月にCHK会議は生産諸県に割当徴発を実施する布告を採択した。これは食糧人民委員部によって定められた国家に必要な穀物総量が生産諸県に割り当てられ、この割当量は郡、郷、村団へと割当配分され、納付された穀物には固定価格による支払いがなされる調達方法であった。これは、制度上は反対給付として固定価格の支払いや商品の交付がある点で、現物税とは異なっていた。食糧人民委員代理ブリュハーノフが、割当徴発の実施が遅れた理由として挙げたように、「穀物現物税と割当徴発を同時に実施することは絶対に考えられ」ず、21年の第10回党大会のレーニンの報告によれば、現物税布告は採択されたが、軍事状況のために施行することができなかった。\*136

現物税に替わり導入され、戦時共産主義期の基本的調達制度となった割当徴発は、理念的にはその実施当初から商品交換と結びつけられていた。割当徴発の問題が議論された、19年初めの第1回全ロシア食糧会議で、18年夏にヴァトカ県で割当徴発を実現した経験を持つ食糧活動家A・Γ・シリーフチェルは、ソヴェト食糧政策は資本主義的商品交換から社会主義的生産物交換への移行措置であるとの前提に立って、生産物の唯一の汲み出し手段としての割当徴発とそれへの反対給付である全国的規模での商品の割当配分を内容とするテーゼを提起した。実際には商品交換制度は機能しなかったとしても、シリーフチェルのテーゼは当時の食糧活動家の共通認識であった。\*137

1月の割当徴発布告では特に商品交換に言及されなかったが、19年8月に出された19/20年度割当徴発規程では、商品交換が制度として割当徴発に組み込まれた。こうして、ポリシェヴィキ権力は、既に19年3月布告によって消費コミュンに再編された消費協同組合を統制することで、調達=供給制度を一元化した「割当徴発=商品交換体制」を通して「コミュン国家」の構築を目指そうとしていた。\*138

調達危機が顕著になった20年秋のカムパニアでも、商品交換と割当徴発の結合の方針は堅持され、11月19日にレーニンとブリュハーノフの連名で出された軍事プリカースの中で、戦時共産主義期末の政治的には軍事体制の強化と経済的には生産物交換への傾斜がも

っとも明白に表明された。この文書の中で、県食糧会議と食糧組織に、一、ソヴェト、労働組合、食糧機関に改めて臨戦態勢 боевое состояние を布き、二、食糧週間や食糧月間の広範な食糧カムパニアを設定して最大数を動員し、三、極限状態にまで労働日を増やし、四、軍事体制による個人的責任を確立し、五、革命裁判所巡回法廷の機能を休みなく機能させて司法懲罰機関を発動し、六、計画的に生産物交換を実施して、商品の引渡しを調達の進展と厳密に調和させることを義務づけた。\*139これから間もなくレーニンは貨幣税廃止に関する特別委員会議長チューツカエフに生産物交換への移行に関する覚書を書き送ったことから判断して、割当徴発制度はこれへの移行措置と想定されていたのは明らかである。

原理的には固定価格による支払いと商品の供給による反対給付を伴う割当徴発制度であったが、現実的にはハイパー・インフレーションの中で元々市場価格よりはるかに安価に設定された穀物固定価格は、支払いが行われても実質的価値を持ちえず、工業生産の低落により商品交換は実質的に機能しない現状では、割当徴発は次第に反対給付なしの徴収、すなわち、税と同一視されるようになった。こうして、シリーフチェルは割当徴発をたびたび穀物賦課と呼んだように、勤労賦課〔勤労働員〕と並んで割当徴発が国民的義務と見なされるようになった。このような前提で、20年12月18日の政令草案は、割当徴発を穀物賦課、すなわち、現物税と見て、この制度を通して貨幣税の廃止を想定したのであった。

既に述べたように第8回ソヴェト大会での戦時共産主義的気分が昂揚した背景には、このような政策方針があった。だが、レーニンには鋭い現実感覚が残されていた。12月27日の党フラク会議で、個々の経営へのプレミアに関して彼は、個人経営が資本主義の土台であることは疑いがなく、どこかの広場にある「スーハレフカ〔モスクワにあった象徴的闇市で、自由商業への志向を意味する〕」ではなく個人農に巣くう「スーハレフカ」が怖いとしても、数年間はこれから逃れることができず、現在農業を復興するためにはこのようなプレミアを導入しても農民経営の改善が必要であることを訴えた。25日夜のフラク会議では、地方からの代議員によって様々な農業の復興案が提示された。プリアンスク県農業部部長ズィコーフは、強制だけに基づく国家規制は成果を持ちえず、生産者に直接の利害関心を持たせる必要があると、イヴァノヴォ=ヴォズネセンスク県農業部長は、春に宣告され、地方的条件に基づく余剰量を考慮して計画的に作成されるなら食糧割当徴発は、「農業を発展させる強力な要因となる」と、従来の路線への修正案を提示した。しかしながら、これら修正案は、農民に余剰の自由処分権を与える食糧税や農産物自由取引を頑強に拒否するオシーンスキイによってことごとく退けられた。\*140それでもレーニンは積極的に地方からの代議員と会談を重ね、彼らの意見を聴取した。その直後に執筆したと思われる『経済建設の任務に関する覚書』の中で彼は、「農民への対応:税+プレミア」と書いた。そのすぐ後に、「税=割当徴発」と記されていることから判断して\*141、割当徴発の下でプレミアを導入しての農業の復興を、レーニンは構想していたと考えることができる。

#### 現物税構想の意味

食糧割当徴発のもっとも重要な地方として設定されていたシベリアで、播種カムパニアの方法を巡って論争が行われていた。シベリア革命委・党機関紙『ソヴェト・シベリア』1月14日号で、シベリア州農業部部長でシベリア革命委議長代理であるB・H・ソコロフ

は、『シベリアにおける農業計画の基本条項』と題する長い論文の中で、播種カムパニアを成功させるために個人的経営の利害関心を引き起こすような対応が必要であり、そのため国家が必要とする収用量を予め固定して、デシャチーナ課税として徴収し、残りすべてを播種者の利用に残すとの案を提起した。これは播種拡大の大きな刺戟となるはずであった。彼の構想の前提にあるのは、現行の割当徴発の全否定であった。大衆の信頼を獲得するような前提条件が創り出されねばならず、「食糧活動の終了が農業活動の始まりである」として、農業復興のために農業部の指導が必要なことを強調した。内容は衝撃的であった。ほぼ二週間後の同紙1月27日号にMΓの署名で、余剰がどれだけあるか分からないのにこの方法を採用するならば、余剰が投機に出されるのは明白であり、クラークを奨励するのは明白であるとの反論が掲載された。このような原則的批判に比べ、1月28日号に掲載されたシベリア食糧コミッサール・Π・カガノーヴィッチは、「わが「食糧割当徴発的と食糧部隊的」政策を拒絶している」ソコローフに激しい論難を浴びせた。農民に利害関心を持たせ、残りの余剰を農民の自由に任せるとするのはエスエルのチェルノーフが考えているのと同じである。怯えたソコローフは、「国家的規制というソヴェトの原則を拒否し、全ロシア的なスーハレフカの道に立ち、そうすることで農村クラークと都市投機人の地位を強化しよう提案している」。ここでも市場の存在に対して徹底的な非難が浴びせられた。\*142

だがこの対立は、政治の舞台でのその反映でしかなかった。1月18日の中央委シベリア・ビューロー会議で、『同志ソコローフのモスクワへの出張目的について』が特別に審議された。そこでシベリア革命委員長И・Н・スミルノーフは、ソコローフはシベリア革命委とシベリア・ビューローとの合同会議での種子フォンド形成に関する決議に合意せず、中央にこの問題を再度提起するための出張であると述べ、同会議は、中央でこの問題を提起する際に彼の見解とシベリア・ビューローとシベリア革命委の見解を際立たせるようソコローフに勧告する決議を採択した。そこでは、ソコローフの抱く食糧税案は殆どまったく支持されていなかった。\*143

モスクワの出張の際に、彼は2月2日にレーニンと会見し、割当徴発の変更を要求した。そこでレーニンは、それをシベリアに限定することができるかと思ふかと、尋ねた。いや、ヴラジーミル・イリッチ、シベリアは始まりですよ。レーニンはまた尋ねた。もっと前に宣告すれば、もっと播種するようになるかと思ふかね。もちろん、経済的刺戟になりましょう、とソコローフが応じた。この会談の後、レーニンは彼に、農業人民委員部で報告し、この問題に関する中央委草案を準備するよう提案し、2月8日にそれを検討することにした。このような会談がレーニンの現物税構想に重大な影響を与えたと、ゲーキンナは評価している。\*144

翌3日に農業人民委員部参与会会議でシベリア農業部の活動報告と、シベリアで春以後予備的割当徴発を実施し、割当徴発と平行して種子調達を行い、県規模で種子の再分配を執行することなどのソコローフの提案が出され、翌4日の同参与会会議で彼の提案が審議され、そこではシベリア諸県での種子の再配分の問題が望ましいと認められただけで、具体的にそこでの割当徴発問題には触れられなかった。\*145

これから間もなく、播種カムパニアに関するオシーンスキの報告が行われた2月8日の中央委政治局会議で、レーニンは『農民に関するテーゼの予備的草稿』を執筆した。これは次のような簡単な内容であった。「一、割当徴発（余剰の収用という意味で）を穀物

税に替えてほしいという無党派農民の要求を叶えること、二、昨年度の割当徴発に比べてこの税の規模を縮小すること、三、農民の努力の向上の際には税率を引き下げる意味で税の規模を農民の努力に一致させる原則を認める、四、税の速やかで完全な納付の条件で、地方的経済取引で税を超える余剰を農民が利用する自由を拡大すること」。これが現物税法案の原型となった。レーニンの草稿について、政治局の議事録は直接には触れていないが、「[Л・Б・] カーメネフに、ツェルーパー、オシーンスキ、カーメネフから構成される会議を招集し、2週間後に政治局に報告するよう」命じたのは、レーニン草稿を検討するためであったのは間違いない。\*146

ソコロフの提案について、議事録によれば、2月8日の政治局報告でオシーンスキはまったく触れなかった。ゲーキンナは、ソコロフによって作成された、「一、播種までにシベリアで定められた量の穀物割当徴発の事前の宣告を認める、二、この義務的穀物賦課の遂行後に生産者に残るすべての穀物量を生産者の完全な処分に置く、三、それら所有者にこの残余の自発的引き渡しを商品交換かプレミアの特別な条件に基づいて認める」ことなどを内容とした決議草案が、同政治局会議の審議過程で言及された可能性があるとしているが、彼女自身が認めているように、これを直接裏付ける証拠はない。\*147彼女は、ソコロフの商品交換に関する提案がレーニンに強い影響を与えたとするが、レーニン草稿は商品交換にはまったく触れていない。だがこれは奇異なことではない。なぜなら、割当徴発とは商品交換と一体になったシステムであり、ソヴェト大会直後に執筆された『覚書』に「税＝割当徴発」と書かれていたのも、この意味においてのみ解釈することができる。\*148

では、現物税法案の基礎になったレーニン草稿はどのような意味を持つかを検討しよう。

ゲーキンナは、ソコロフ提案にある商品交換の組織化を、レーニンは2月はじめに現物税法案作成の際に取り入れたとして、「税＋商品交換＋プレミア」の構想がこの段階で成立したと見ている。繰り返せば、党大会までの現物税構想の成立を、ソヴェト大会直後の「税＋プレミア」の構想に、2月8日の草稿で、商品交換が加わったとして、二段階で考えているのが彼女の主張である。\*149それに対して、経済史研究者B・II・ドミトレンコは、20年2月5日のB II И K会議でツェルーパーは、割当徴発は戦争と崩壊で余儀なくされた一時的措置である、経済が復興するにつれ、国家はそれを徐々に縮小し、収用の最小限必要な規模にまで（税に）限定することができる、最終目的は最重要の食糧生産物と工業商品の完全な専売である、農民経営の余剰は商品交換に基づき国家に出されなければならない、国家は自由商業を認めない、と言及したことを援用して、戦時共産主義期のシステムを「割当徴発（税）＋商品交換＋専売」と規定し、それに対して、レーニン草稿は新しい原則である「税＋商品交換＋私的市場」を提示したと見る。彼はこの構想を過渡期における商品＝貨幣関係の再評価であると、すなわち、直接的な生産物交換からの後退と位置づける。\*150つまり、彼はこの時期に政策の転換を見ている。

ゲーキンナの最大の欠陥は、割当徴発制度に商品交換が含まれていることを見なかったことであり、そのためにソヴェト大会から2月8日の草稿執筆までに商品交換構想の源を見出さなければならず、それが商品交換構想を含むソコロフ提案を高く評価する結果となった。プレミアを私的市場と置き換えれば、ゲーキンナとドミトレンコのレーニン構想の定式は酷似するのだが、その内実はまったく異なっている。すなわち、プレミアを付

与することで譲歩したレーニンがさらに、農民に商品交換を認めたのが『予備的草稿』の内容であるとゲーンキナは考え、ドミトレンコは、従来の「税+商品交換」体制に商品=貨幣関係としての私的取引の導入を想定したのが『予備的草稿』であると見ている。残念ながら、この現物税草案と商品=貨幣関係との関連についてレーニンはまったく触れていない。

もう一方で、ツェルーパーは、彼の（適正な）割当徴発構想「税+専売+商品交換」について、割当徴発は一時的措置であり、経済が復興するにつれ、国家はそれを徐々に縮小し、収用の最小限必要な規模にまで（税に）限定することができ、農民の全余剰を商品交換に組み込む完全な専売に移行するのを将来の割当徴発体制と想定していることから、ツェルーパーの最終的構想は「最小限の税+商品交換」となる。ここで指摘しなければならないのは、後の3月の第10回党大会の決定により導入される現物食糧税は、はじめは暫定的措置と見なされていた事実である。食糧税の布告とともに出された『共和国農民への檄』の中では、「わが工業が建設されるに応じて、わが原料と引き換えに外国商品の輸入が拡大するに応じて、農民に課せられる現物税の割合は縮小するであろう。未来の社会主義建設の中で、[・・・]ソヴェト国家は、農民に必要な等価の商品を穀物に対して提供するようになるだろう」\*151と明言されたように、税は最小限にまで縮小され、基本的農産物余剰は、現物税やもちろん市場にでもなく、商品交換によって収用されることが構想されていた。すなわち、レーニンの現物税構想も最終的には「最小限の税+商品交換」を将来に展望していたことになる。ドミトレンコが主張するような商品=貨幣関係は、このシステムから極力排除された。

換言するなら、第10回党大会までの現物税構想は、従来主張されていたような、戦時共産主義政策から後退しての商品=貨幣関係を利用する新しい原理の探求ではなく、より高次の社会主義建設を、すなわち、商品交換から生産物交換への移行に向けた過渡的措置であった。だからこそ、貨幣税の廃止との共存が可能と思われたのである。

しかしながら、当時の農業の崩壊現象とそれに基づく飢餓状況は、この措置を直接実施することを許さなかった。『予備的草稿』が現実と幻想のアマルガムである以上、農業生産の低下に対する対応策がそこで求められたのであり、割当徴発体制、すなわち「税+商品交換」では生産的刺戟として不十分であることは明白である。すなわち、「税+商品交換+（生産への刺戟）」が必要であった。この（生産への刺戟）にこそ、現物税草案作成の際のレーニンの関心の中心があった。

農民へ経済的刺戟をどのように与えるかの議論は、商品交換との関連で、討論形式であれ、しばしば紙面で公表されるようになった。農業の国家規制に反対していたC・Γ・ストゥルミーリンは、1月半ばの論文で第8回ソヴェト大会で示されたプレミアを具体的に展開した。多くを播種して徴収後の余剰をプレミアとして、または商品交換制度で食糧人民委員部により分配される工業製品の商品ファンドと交換することができる、「自由取引への回帰としてのそのような商品交換はけっしてわれわれを脅かさない」、「徴収後に農民に残る収穫の余剰の自由な処分を農民に委ねることが重要なのである」と彼は断言した。\*152さらに、モスクワ県食糧コミサル・II・ソローキンとモスクワ県農業部部長M・ローゴフの論文『割当徴発か税か』が、二人の署名入りで2月17、26日の『プラヴダ』に掲載された。17日論文では、農民に生産意欲を与えるために割当徴発を現物税に替えること、

26日論文では、より具体的に税の規模をこの年度の穀物割当徴発予定量の4億2300万ブードから約3億ブードに縮小するよう主張した。ここまではレーニン草稿に沿っていたが、17日論文で、税のほかに食糧、原料、飼料を国家が確保するために、税の完納後に残る余剰を国家が引き渡す生産物の等価物として徴収する商品交換が構想された。\*153税を商品交換と結びつけたからこそ、レーニンは再三この論文に触れ高く評価した。\*154

2月8日の党中央委により設置された特別委（ツュルーパー、オシーンスキイ、カーメネフ）に、レーニン草稿に基づく草案を作成することが委ねられ、この特別委の草案は2月19日に党中央委政治局に提出されたが、そこでは資料が中央委員全員に配られただけで、草案の検討は2月24日の中央委総会に持ち越された。この総会は、草案を基本的に採択し、穀物の徴収で貧農に関心を持たせる条項を修正して、詳細に草案を検討することを、ムラーロフ〔農業人民委員部参与〕、ツュルーパー、ポポーフからなる新たな特別委に委ねた。3月3日までに同特別委の草案が作成され、レーニンは送られた草案に注意書きを加えツュルーパーに送った。このヴァリエントでは、割当徴発から税への交替の目的として、農民経営を強化し生産性を向上させること、農民に国家的義務を正確に確定することが挙げられた。税は村団毎に算定され、貧農組織の統制の下で法により定められる基準で割当配分されることになった。税の完納後に残る余剰の問題については、農民に残る余剰は完全に自由な農民の処分が認められるとされたが、交換は村団内では無条件に認められたが、村団外では食糧機関を通して実施され、それ以外の交換は投機と見なすと定めた。つまり、村団外の交換は商品交換のみが認められたのであり、このために食糧人民委員部に商品交換のための特別ファンドが創設されることになった。このように作成された第2ヴァリエントは、村団毎の税の算定方法、村団外の市場の禁止事項など、戦時共産主義的要素を色濃く残していた。このヴァリエントにレーニンは、割当配分は貧農の統制ではなく、納税の支払人グループ別の農民により選出された組織により行うこと、交換が投機を生み出さないように特別の規程を作成するよう求めた。そして、税は春の畑作業以前に公示することを定めたこの草案では、播種前に食糧税の公表を定めたが、レーニンはこれに反対し、大会直後の発表を要求した。このレーニンの最後の注意書きは、割当徴発から税への混乱を大会前に党内に持ち込むことを懸念したのかもしれない。

実際、コムニスト、特に食糧活動家からの自由取引への拒絶反応は激しかった。ウクライナ食糧人民委員M・K・ヴラヂーミロフは3月2日のトロツキー宛の機密暗号電報で、この危険性を次のように訴えた。「ユートピア主義者と無党派は、税を超えて労働者との交換に残される量が自分の自由処分になることを特に強調して、農民が税の理解に込めている意味を解釈している。この危険性は、労働者に明白に現れている、そのような交換に向かおうとする傾向のために、さらに強まっている。もしこれが国家的規制の枠外に置かれるなら、食糧組織による調達には話にならない。[・・・]すべての責任ある食糧活動家は、そのような条件下での活動は不可能であると確信している。ウクライナ共産党中央委拡大総会での予備的投票は、ウクライナにとって税は受け入れがたいことが明白にされた」。この電報はレーニンに伝えられ、翌日彼は、「わたしの意見では、ウクライナ・コムニストは間違っている。事実に基づく正しい結論は、税に反対するのではなく、マフノー〔匪賊運動〕などの完全な撲滅のための軍事的措置に賛成することだ」との返事を書き送った。\*155レーニンは来るべき党大会で、このような党活動家の反対を押し切らなければ

ばならず、自由商業の要求を掲げてクロンシュタットを含めて各地で反ボリシェヴィキ蜂起が吹き荒れる中では、「取引の自由」はきわめて慎重な対応が求められた。

貨幣税についての報告が行われた3月7日の党中央委総会で、第2ヴァリアントは最終的編纂のためにレーニンを議長とする特別委に委ねられ、この特別委で作成された第3ヴァリアントが次の党大会に提出された。<sup>\*156</sup>しかし、レーニンにとっては難問が未解決で残されていた。戦時共産主義体制の枠内で、農民への経済的刺戟をどのような形で与えるか、すなわち、取引の問題が未解決のままであった。20年末の播種カムパニアの広汎な情宣活動に比べて、割当徴発から現物税への交替による「政策転換」に関する事前カムパニアが殆どまったくなかった事実は、「政策転換」が用意周到でなかったことを暗示している。

21年の党大会直前に執筆された『割当徴発から税への交替に関する演説プラン』<sup>\*157</sup>によれば基本的問題は、「(α) 取引の自由、商業の自由(=資本主義の自由)、(β) このために商品を手に入れること」であり、これにより「経済的に中農を満足させることができる」[強調は原文]と考えていた。これが(生産的刺戟)に相当するのは明らかである。しかし、ここでの「取引の自由」とは一般的な自由取引を意味するのではない。20年11月の『覚え書き』で言及されたように、「商品交換を実施する能力、すなわち農民に工業生産物を与える能力がない」ならば、「農民は商品(したがって貨幣)の痕跡」に留まらざるをえないとの前提で、市場問題が想定された。繰り返せば、「税=商品交換」体制実現に収斂される過渡的措置として市場が設定されたのである。この『演説プラン』では、「生産を強化し、取引を押し進め、息継ぎを与え、小ブルジョワジーを強くするが、それ以上に大生産とプロレタリアートを確固たるものにする。小ブルジョワジーと、その取引をある程度まで活発にすることなしに、大生産、工場、プロレタリアートを確固としたものにするにはできない」[強調は原文]と言及しているように、ここで「取引の自由」が認められるのは、小ブルジョワジーと呼ばれる農民に限定され、これによる工業の復興を目指したのである。

ここには、従来の負の循環論法からの逆転の発想が認められる。つまり、片務的(商品交換なしの)割当徴発から、工業の復興を通して正常な割当徴発としての「割当徴発(税)+商品交換」が将来実現されるとの主張は、戦時共産主義期に党指導部によって繰り返された。今日指そうとするのは、経済的刺戟として農民に取引の自由を与えることで農業の復興を達成して、工業が回復された後に「税=商品交換」制度を構築することであった。それだからこそ、レーニンは「取引」に関してきわめて慎重であった。第10回党大会後に執筆した『食糧税について』でも、レーニンは「農民が商売をやる以上、われわれも商売をやらなければならない」との労働者の小ブル的イデオロギー、別の表現によれば、「心に巣くう「スーハレフカ」を激しく非難した。第10回党大会開会の当日にレーニンはツルーパーバに、「問題の重点は「取引」、農民にとっての自由な経済にある。あなたはこのことについて不十分にしか考察していない。[・・]NB[注意せよ]///このことをよく考え[・・]定式を見つけてほしい」と書き送ったが、レーニン自身その明確な回答を持たないままに、党大会を迎えなければならなかった。<sup>\*158</sup>

## 第 10 回ロシア共産党大会

21 年 3 月 8 日から 9 日間の日程で第 10 回ロシア共産党大会がモスクワのボリショイ劇場において開催された。\*159

この党大会は異常に緊張した情勢の中で召集された。この大会前には「労働組合論争」でレーニン派の勝利に終わったとはいえ、党内は依然として緊迫していた。シベリア、タムボフ、ウクライナなどの農民蜂起は殆どロシア全土を覆っていた。さらに、都市労働者の状態は悪化し続け、特にペトログラードでは燃料危機のために企業閉鎖が拡大し、危機は頂点に達した。2 月 11 日にプチロフ工場を含む 93 企業で、配給の増加と防寒用の衣服と靴を要求して 3 月 1 日までのストが宣言され、2 月 21 日に信管工場で開催された集会では、人民権力への移行を要求する決議が採択された。これに対し、ペトログラード・ソヴェト執行委は工場を閉鎖し、すべての職員と労働者の再登録を行うことを宣言した。労働者の騒擾は公然とした無秩序に転化した。24 日朝には、信管工場の労働者約 300 人が街頭に登場し、それにほかの工場労働者が加わった。\*160

まさに 4 年前の二月革命を髣髴させる光景であった。立場はまったく逆であったが。守備隊が派遣され、ヴァシリエフ島に集まった 2500 人の群衆に銃弾が浴びせられた。その日の午後、党ペトログラード委ビューロー緊急会議が招集され、25 日には市内に戒厳令が布告された。ロシア革命の保塁であったクロンシュタットでも既に不穏な情勢が生まれ、2 月 20 日に党中央委書記はモスクワ委に、この状況を根絶するため、150 人の不屈で意識の高い平党員をペトログラード中央委に即座に動員するよう極秘に命じた。ペトログラード守備隊は飢餓状態にあり、不安定であった。

同様な条件が叛乱前夜のクロンシュタットにも存在し、ひどく飢えた労働者階級の中の苛立った気分は、生存条件の不断の悪化により増幅された。蜂起の一連の参加者の尋問は、水兵と赤軍兵士の中の不満の雰囲気はほとんど全面的に農民的なものが反映され、彼らの苛立ちは、農業の危機、地方権力の職権濫用、割当徴発の負担などについての故郷からの知らせによって際限なく広がったことを証言している、と秘密報告書は指摘する。\*161

また地方の農民蜂起は拡大し、それらの殆どすべてが反コムニスト運動として展開され、彼らの生命が脅かされるようになり、3 月 7 日の中央委総会で、コムニストを緊急に武装化するとの提案が原則的に承認された。武器なしでは彼らは自分の生命も護ることができなかった。大会代議員たちは、「クラーク反乱」によって占拠されている地区をライフル銃で武装して通過し到着した。\*162

大会が始まって多数の代議員がクロンシュタット鎮圧に出向き、報告者の何人かが、例えばジノーヴィエフやトロツキーが欠けたために、大会の議事日程を変更し、予定された報告者を別の報告者に変更しなければならなかった。\*163まったく異常な環境の中で開かれた大会であった。

大会第 1 日目の中央委報告でレーニンは、「農民に地方的取引である程度自由に振る舞う可能性を与え、割当徴発を現物税に替えなければならない」と、税への変更を予告したが、それでも、「強制なしでやっていくことはできない」ことをつけ加えるのを忘れなかった。この報告に対して、A・C・ソスノフスキは、農民への譲歩は遅すぎるし不十分であるとし、「ある人物がまさに今年の党大会の前にこのことを提案し、そのような前進の必要性に注意を向けた」と述べ、20 年 2 月に党中央委にトロツキーが提起し、レーニ



ンと中央委により拒否された現物税案を想起させたが、レーニンはこれには言及しなかった。\*164割当徴発から税への交替は不意討ちであるとのД・Б・リャザーノフには、2月の『プラヴダ』に税についての論文が掲載されたが、誰も応えなかったのだと反論した。名指しはしなかったがソローキンとローゴフの論文を指している。\*165

クロンシュタット叛乱の鎮圧のために議事日程が変更になり、3月15日朝会議でようやく食糧税の審議が行われ、レーニンが主報告に立った。

ロシアのような国で社会主義革命が最終的成功を収めるためには、一、一つまたはいくつかの先進国の社会主義革命の支持の下で、二、国家権力を掌握するプロレタリアートと農村住民の大多数との協定により可能であり、そのためには以前よりずっと中農になった農民を満足させなければならない。中農を満足させるためには、「第一に、取引の一定の自由、私的経営にとっての自由が必要であり、第二に、商品と生産物を供給しなければならない」と述べ、ここで初めて「税+私的市場+商品交換」を定式化した。「われわれは商業と工業の国有化の道を、地方取引の禁止の道をあまりにも先に進みすぎた」、これは疑いもなく誤りであった、とレーニンは主報告の中で従来の路線からの転換を明言した。

副報告に立ったツェルーパーは、協同組合機関でなく食糧人民委員部による交換の組織化を提案し、第九回党大会の協同組合を食糧人民委員部に従属させていた決議の廃止を求めるレーニン案に反対した以外は、レーニンの主張を繰り返したただけであった。\*166

この報告に続いて討論が行われ、当然にも議論は取引の問題に集中した。基本的に税に賛成したプレオブラジェンスキイに続き、アルタイ県代表П・А・パホーモフは、このような移行は理性にかなっていると食糧税に賛成し、「国家権力をプロレタリアートが握

っている以上、あらゆる軍隊がそれに奉仕している以上、<sup>農夫</sup>農夫の資本や下からの資本主義が創り出される危険はない」と、自由市場の危険を過小評価する発言を行った。それに対して、カフカース食糧人民委員部全権フルームキンは、専売の廃止はプロレタリアートの破滅を運命づける、「われわれが現在まで取り上げてきた50%でも税によって徴収されるとのいかなる根拠もない」と述べ、自由商業を認めず、商品交換のみを認めるよう求め、そのための独自の食糧税案を提起した。食糧人民委員部で生産物交換を司っていたフルームキンの案は、税完納後に農民に残るすべての余剰を商品交換により国家が徴収し、農民の取引の自由を認めなかった点で中央委案と異なっていた。それに対し、最高国民経済会議議長代理В・П・ミリューチンは、フルームキンを批判して、政治的にも経済的にも農民に譲歩する必要を示して、レーニン案に賛成した。ここで討論は打ち切られ、レーニンの結語の後、中央委案とフルームキン案の採決に移り、大会は中央委案を採択した。\*167

討論でも示されたように、食糧税への移行で最大の問題は取引の自由にあった。ペトログラードを含めて各地の労働者争議の中で、公然と自由商業の要求が掲げられ、第8回ソヴェト大会より以上に自由商業への警戒心が党内に認められた。レーニンは、「自由商業のスローガンを掲げ、いつもプロレタリアートの独裁に反対していた小ブル的アナキ的自然発生性が現れている」としてクロンシュタット叛乱を非難し、ソスノーフスキイは、自由商業の要求を「小ブル的自然発生性はチェニーキンとコルチャークが合わさったより大きな危険である」と表現した。したがって、大会でレーニンは、資本主義一般とプレミアとしての農民取引とを慎重に区別しなければならなかった。「プロレタリアートの政治

権力の根底を損なうことなしに、商業の自由、資本主義の自由を小農民のためにある程度復活させることができるだろうか。[・・]できる。問題はその程度にある。[・・] 地方的取引の自由から飛び出してはならない [強調は引用者]。重要なことは、地方的取引に限定して、「小農民が経営を拡大し、播種面積を増やすように、多くの刺戟を与える」ことであった。\*168

#### 「現物税＝商品交換」体制の確立

第10回党大会の最終日の3月16日にBIIK幹部会は、自分の経済的資源を農夫が自由に処分することで農民経営を強化し生産性を向上させ、彼らへの国家的義務を正確に確定する目的で割当徴発を税に交替する大会決議を承認し、農民に播種に取りかかるよう訴えと共に、専門特別委員会にBIIK会期での承認のために法令の基本条項を3月20日までに作成するよう委ねた。\*169この決議は、翌17日の新聞で大々的に公表された。

「原則的方針を定め、スローガンを提起するだけ」\*170の党大会決議は基本方針を定めただけで、その細目規程は各種委員会に作成が委ねられた。こうして、現物税関連法案の策定作業で、特に取引の問題は、党大会での議論が不十分で曖昧さを残していたために、専門特別委の役割は決定的意味を持った。これらの審議過程で、現物税構想にある戦時共産主義的方針を堅持しようとする食糧人民委員部の立場と、現実を容認しようとする特別委との乖離は徐々に深まった。

3月18日の中央委政治局会議で、16日の党中央委総会で指名された現物税草案作成に関するミリューチン特別委の布告草案について、一、プレオブラジェーンスキとカーメネフに、全口中央執行委の名で現物税についてのマニフェストの明日までに作成を終え全政治局員に原文を送付するよう義務づけ、二、草案に、a、党大会の決議に従って協同組合についてのいくつかの言葉、b、連帯責任ではなく、個人的責任について、c、地方的取引についての言葉を、大衆に分かりやすく説明し、バザール、市場、その他について言及し、d、税に関する法令の施行期間を明示し、e、いくつかの地域で新たな基本法令の適用を遅らせないように、食糧人民委員部に1週間以内に、調達が終了した生産物に対する自由取引の実施にの提案を人民委員会議に提出するよう委ね、f、貧しい農村住民への供給に関する条項を残すとの指示が与えられた。\*171

プレオブラジェーンスキとカーメネフにより作成された農民へのBIIKマニフェストは、翌19日の政治局会議で急ぎ採択され、現物税布告と同時に『共和国農民への檄』として公示され、次のように税の原則が述べられた。「税は連帯保証なしで徴収される[・・]。税を完納した後に農民に残される余剰は彼らの管轄となる。彼らは、国家が外国からとその工場から農村に提供する生産物と農具とそれらを交換する権利を持ち、協同組合を通してと地方的市場とバザールで自分に必要な生産物との交換のためにそれらを利用することができる」\*172

政治局の指示を受け、BIIK第八会期の最終会議に間に合うよう、3月20日までに法案作成を委ねられたミリューチン特別委により、20日のBIIK第三会議に法案は提出されそこで読み上げられ、翌21日の幹部会で修正なしで採択され、3月23日に布告として公表された。\*173現物税布告のおもな規程は次のような点であった。

「農業の強化とその生産性の向上、総じて農民にかかる国家義務を正確に確定する」こ

とを目的とし、税規模は割当徴発より少ないとされた。この布告では個々の農産物の税規模は確定されず、後に次々と出される農産物ごとにそれは確定され、経営内の収穫、口数、家畜の規模に応じて、累進税率により現物で徴税された。このような基本方針は大会決議と布告は同様であるが、中央委総会の指示に基づき決議と布告では異同があった。徴収の際の連帯責任については、決議では、税規模は村団毎に算定されるとして割当徴発の算定の際の連帯保証制が踏襲されていたが、布告ではこの条項は廃止された。この規程は、納税の責任を個人経営に負わすことで個別農民経営の経済活動を促すことを目的として、その結果、個人的商品交換、すなわち、個々人による自由取引への道が開かれたといわれている。しかしながら、20年11月27日に農民経営発展法案が特別委で審議された際に、既に連帯責任を廃止する方針が確定され、「農業の強化」を現物税布告が目的に掲げる以上、この廃止は同然の帰結であり、むしろ、この時まで連帯保証の条項が残っているのが不自然であった。税完納後に残る余剰の問題については、決議では、「交換は地方的経済取引の範囲内で認められる」とされていたのが、布告の中ではより具体的に、「交換は協同組合組織を通して、並びに市場とバザールで、地方的経済取引の範囲内で認められる」と定められたが、その後の委員会で議論されるように、現物税布告でも取引の問題は依然として曖昧さが残されていた。そして、極貧農には特別規程により国家供給を受けることが新たに布告に追加された。（貧農に関する特別措置は個々の農産物の布告毎に盛り込まれ、例えば、穀物、馬鈴薯、搾油用種子では一デシャチーナ以下の経営は免税された）。\*174

政治局とВЦИКが大会決議に基づく現物税の基本方針を定める一方で、食糧人民委員部参与会では現物税実施のための具体的実施規程の問題が検討されていた。3月16日の会議では、布告の方針について議論され、食糧人民委員部全権スヴィジェールスキに、同会議の審議を踏まえて現物税草案をCHKに提出するよう委ねると共に、A・П・スミルノフ、Л・М・ヒンチューク〔協同組合専門家〕、スヴィジェールスキからなる特別委に、緊急手続きで、現物税、食糧人民委員部組織、食糧業務における協同組合の役割、「地方的取引」についての基本的草案を19日までに提出するよう委ねた。21日の参与会会議で、徴収組織と交換の問題が検討され、前者については、税の受領所は調達事務所とされ、地区食糧委は解散され、税執行の際に郷、村ソヴェトを通して県、郡食糧委が強制を行使することが確認され、税の割当配分は食糧人民委員部の責任で実施することが定められ、後者の交換の問題については、もっぱら全国的規模の商品交換の実施に関してのみに言及され、「食糧組織は住民とならびに協同組合とで余剰に対する商品交換を遂行し、その際にそれらは必要な場合、技術的機関として協同組合を商品交換業務に引き入れる」ことを定め、「割当徴発を遂行した諸県での商品交換の組織化について、穀物、その他の生産物の割当徴発の遂行を完了したヨーロッパ＝ロシアの諸県で、商品交換制度で個々の経営に残される余剰の汲み出しに着手する」ことを決議した。

「地方的取引」の問題は、21日会議で付託された特別委員長スヴィジェールスキの提案に基づき、24日の参与会会議で具体的に審議され、『国家と住民間での交換に関する法規』と『地方的経済取引内での交換に関する法規』がそこで採択された。これら法規が後の布告『交換について』に発展するが、これら法規は交換と取引をきわめて限定していたことが特徴である。前者によれば、個々の住民は食糧組織を通してのみ国家施設と交換することができる」とされた。後者はいっそう具体的に取引を制限した。「一、地方的経済取

引の範囲で、税の遂行後に住民に残される農産物と、そのほかの農産物、同じく工場・クスターリ工業生産物との自由交換が認められる。二、交換は個々の市民との間で並びに消費協同組合連合を通して、同じく市場とバザールで行うことができる」と述べている文言からは、地方的範囲で自由取引が認められているかのようである。しかし、後段の、販売の目的で生産物や商品を獲得することは無条件に禁止され、税の遂行まで農産物の流通は禁止され、「税の遂行後に住民に残される農産物とクスターリ工業品の、販売または住民の間での分配の目的での獲得は消費協同組合連合にだけ認められる」との規定は、一般的自由取引を禁じ、市場での現物交換と国家（食糧人民委員部）と協同組合との商品交換のみを想定していた。\*175食糧人民委員部は、明らかに現物税布告を戦時共産主義政策の枠内で、換言すれば割当徴発の最小限修正案として捉えていた。

3月25日の政治局会議は、ミリューチン特別委に替わり、カーメネフを議長とし、ミリューチン、ツュルーパ、レジャヴァー、オシーンスキィからなる特別委を定め、月曜[3月28日]に政治局に食糧税に関して報告するようカーメネフに命じた。このカーメネフ特別委を誰が指名したかは不明だが（おそらくレーニンであろうが）、彼の指名は自由取引の拡大方針を予想させるのに充分であった。なぜならば、カーメネフは18年8月に、穀物の自由搬送を制限しようとする食糧人民委員部の指示に反して、モスクワ労働者に対して1プード半の自由搬送をモスクワ労働者に認め、闇食糧取締部隊を解除する決定を下した前歴を持つからである。\*176予想に違わず、27日のカーメネフ特別委で地方的経済取引の問題が審議され、税の完納後に残る農産物と工場・クスターリ製品との自由交換が認められた。5月の第10回党協議会でのミリューチンの報告によれば、この会議では、殆どすべての生産物の専売が廃止され、調達の重心は既に自由市場に移っているので、自由商業の範囲が検討課題となった。その際に、仲介人でなく生産者のみに市場での商業権を限定しようとの見解があったが、同会議は完全な自由商業の立場を採った。\*177

この方針で策定された法案は3月28日の政治局会議で、取引の形態として、自由交換に加えて、「販売と購入」が挿入され、最後の第5条を「畑へのもっとも完全な播種の目的で、播種期間中に穀物馬鈴薯を販売し、販売によって自分の畑に完全播種をなさなかった農夫は、播種委によって嚴重な責任が問われる」と書き直され、承認された。ミリューチンによれば、都市と農村との商業関係が想定されている以上、買付人や卸商人は地方的取引の発展にとって必要でさえある、「地方的」との言葉を定義するのは難しく、鉄道が国家の手にある限り、搬送の意味で卸商人は国家の掌中にあるとの見解が支配的であった。この決議を受け、『割当徴発を完了した諸県での農産物の自由交換、販売と購入について』の3月28日布告で、穀物、飼料用穀物、馬鈴薯、干草の割当徴発が完了した諸県で、農民に残る農産物余剰を自由に販売し交換し、交換、販売、購入の目的でこれら生産物の荷馬車の自由輸送が認められ、闇食糧取締部隊が廃止された。ここでは経済的取引の範囲にはまったく言及されなかった。\*178党大会でのレーニンの取引の限定、「地方的取引」の枠は事実上撤廃された。

特にこの3月28日布告の規程で重要なのは、闇食糧取締部隊の廃止に関する条項であった。戦時共産主義期にあっても自由商業の禁止の原則の下でも、担ぎ屋行為は広く認められた現象であった。事実上農村での国家供給が機能しない以上、農民や労働者も担ぎ屋なしには餓死から免れることはできなかった。全土に大量の担ぎ屋が溢れていたが、その多

くが飢餓民であった。20年春にモスクワ県セルプホフ郡の農民の状態について次のような情報が入っていた。「農民は飢えている。彼らは隣接する南部の諸県から馬に乗って穀物を運び込もうと試みているが、彼らは途中で現金も穀物も馬の飼料さえ奪われてしまう。馬で搬送するために、闇食糧取締部隊を解除して欲しいとの、農民の涙の訴えを提出する」。そうでなければ、種子を搬送できずに畑は播種なしに残され、一揆の脅威が生ずるのであろうと、そこでは指摘された。このような訴えが中央機関に多数寄せられた。労働者も飢餓から免れない以上、これに対する労働者の不満も各地で認められた。20年夏には、オムスク県ノヴォニコラエフスク郡から、「最後の僅かな生産物まで没収する闇食糧取締部隊への、労働者の大きな不満が認められる」と報告された。\*179

しかしながら、これら民衆の要求にもかかわらず、20年後半に特に顕著に認められる共産主義的気分の昂揚の中で、直接的生産物交換を目指そうとする「幻想」のために、次第に自由商業が禁圧されるようになり、担ぎ屋に厳罰が適用されるようになった。

20年8月に出された20/21年度の割当徴発指令の中で、特に担ぎ屋行為への厳罰が明記された。これは以前のCHK会議で確認された、「食糧人民委員部の計画的供給が決して完全に実施されたことがないのは何人にも秘密でなく、このため、住民の様々なグループが、様々な決して組織的でない自給手段に頼るのを国家は黙過せざるをえない」とした政策からの転換であった。\*180この指令に基づき、8月末から9月初めにかけてモスクワ、チェリャビンスク、リャザニなどの諸県で、軍事非常態勢による担ぎ屋との闘争の措置が執られた。こうした抑圧的措置は、20年の早魃による凶作が明らかになった後に適用され、これは飢餓民からの生存権の剥奪であった。このため多くの直接行動のスローガンの中に「コムニスト打倒」と並んで、自由商業の要求が掲げられ、自由商業の禁止は民衆の怨嗟的となった。\*181飢餓状況の下で、このような政策は明らかに誤りであった。

21年になると状況はさらに厳しさを増した。クロンシュタット叛乱に関する秘密報告は、ペトログラード労働者の間に見られる、「割当徴発制度、自由商業の禁止、闇食糧取締部隊の行動に怒りを掻き立てられた」事実を指摘した。こうして、3月1日づけのクロンシュタット艦隊旅団乗員集会の決議は、言論、出版、集会の自由などと並んで、「直ちにすべての闇食糧取締部隊を解除する」ことを要求した。都市での飢餓が深まるにつれ、闇食糧取締部隊への労働者の不満は高まった。

だがよりいっそう深刻なのは、播種カムパニアとの関連であった。国家ファンドはいうまでもなく、現地での種子ファンドさえも期待できない状況で、農民は種子用穀物を余所から搬送しようとしても、闇食糧取締部隊によってそれらが没収され、そのため播種できない事態が各地で頻発した。そのため、タムボフ県モルシャンスク郡党委は3月に、郡播種委から種子が受け取れず、余所から獲得しなければならないので、闇食糧取締部隊を解除するよう請願した。\*182

こうして、現物税草案が審議された3月7日の中央委総会で、全ロシア労働組合中央評議会フラク局から提起された「いくつかの地方での闇食糧取締部隊の廃止」の検討が、ツェルーパー委員会に委ねられ\*183、3月28日布告に闇食糧取締部隊の廃止が盛り込まれることになった。地方取引の制限解除以上に、この決定は重要な意味を持った。

現物税関連法令が布告されるにつれ、自由取引の範囲が拡大され、それと共に、農民への譲歩に向けての政策転換の意義が強調されるようになった。

3月20日のВЦИК会議で食糧税について報告したカリーニンは、食糧税は「疑いもなくソヴェト共和国の建設における新しい時代を開くであろう」ことを認め、農業の改善をその基本問題の一つとした第8回ソヴェト大会で新路線の第一歩が認められていた、とこの転換を強調すると同時にその起源を遡らせて、この転換の正統性を主張した。すなわち、「小農民経営が尽力した労働に報われるであろうことを感じるように、経済的関心を持つことが必要である。[・・]ソヴェト権力は農民の創造力が展開できるように法案を作成した」、と。<sup>\*184</sup>このような議論は当時盛んに喧伝された。『共和国農民への檄』では、「穀物割当徴発の廃止とそれに替わる税の実施は、農民住民にとって大きな緩和となり、それと同時に革命の成功がそこで維持される労働者と農民の同盟を強化するであろう」と謳われた。<sup>\*185</sup>こうして、適正な路線が現物税の導入によって始まったとする「神話」が生まれることになった。

こうして、現物税布告が党大会以後、各種専門委員会で審議されるにつれ、布告草案作成の際に構想されていた枠を超えて、自由取引の許容範囲が拡大され、後者の方針が本来的ネップの精神として解釈されるようになった。このような解釈は上述したように、以下の観点から誤りである。第一に、割当徴発は播種カムパニアとの両立が不可能になったために、暫定的に停止されたのであり、現物税を実施するために廃止されたのではない。第二に、戦時共産主義期に、特に20年末から貨幣廃止に向けての「幻想」が定着しており、そもそも現物税とは社会主義的交換形態としての貨幣なし商品交換、さらには生産物交換への移行措置として設定されていた。第三に、党大会に提出され採択されるまでは、自由取引は、税を完納した農民が地方的範囲でのみ行うとのきわめて限定された条件で認可されていた。

そして3月28日の自由交換に関する布告によってロシア全土で自由市場が復活したと考えるならば、それも大きな誤りといわなければならない。それは飢えた民衆が生きるための穀物を求めて、担ぎ屋となって穀物生産地方に押し寄せたという現象でしかない。これは決して以前の自由商業の再現ではなかった。市場がいかに形成されたかの問題は、飢饉との関係で別に論じなければならない。いずれにせよ、ネップの成立は、通常解釈とはまったく逆で、食糧独裁を起点として政策的に開始された「戦時共産主義」体制とは異なり、自然発生的である。

---

\*1 Коммуна(Самара).1921 28 янв.; ЦА ФСБ.Ф.1,Оп.5,Д.105,Л.5.

\*2 РГАСПИ.Ф.17,Оп.13,Д.1030,Л.13,62.

\*3 第10回党大会の決議にしたがって、党の健全化と浄化を目的に全ロシア的規模で、党構成員の点検が、8月1日から10月1日までの期間に実施されることが、6月25日の政治局会議で決議された(РГАСПИ.Ф.17,Оп.3,Д.179,Л.6.)。だが、多くの地方では期限内に終了することができず、その実施は低調であった。

\*4 Коммуна(Самара). 1921 7 янв.; 6 марта.

\*5 Поляков Ю.А. Переход к нэпу и советское кресовьянство.М.,1967; Генкина Э.Б. Государственная деятельность В.И.Ленина:1921-1923 гг.М.,1969.

---

\*6 以前に拙稿は、ネップへの二段階的移行を展開する余り、飢饉の問題を完全に欠落させるという、完全な過ちを犯した（「現物税について」、『史林』第62巻4号、1979年）。それでも、ネップへの移行の全体的構図に関しては同論考を参照のこと。

\*7 S.V.Iarov. The Tenth Congress of the Communist Party and the Transition to NEP. Critical Companion to the Russian Revolution. Arnold, 1997, p.125.

#### 1) 飢餓は続く

\*8 ГАРФ.Ф.393, Оп.22, Д.81, Л.228. なお、同県で18年夏に最初の穀物割当徴発が実施された。なお、戦時共産主義期の農村の現実については、拙著『ボリシェヴィキ権力とロシア農民』、ミネルヴァ書房、1998年、を参照のこと。また同時期の農民運動の実態については、Кондрашин В.В. Крестьянское движение в Поволжье в 1918-1922 гг. М., 2001. が詳しく分析している。

\*9 ГАРФ.Ф.130, Оп.2, Д.762.132, 138; Ф.5556, Оп.1, Д.37, Л.5, 33, 39.

\*10 РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.141, Л.36-39 об., 63 об.

\*11 РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.453, Л.123 об.-128.

\*12 ЦА ФСБ.Ф.1, Оп.4, Д.162, Л.3-5 об., 14а-14о.

\*13 ГАРФ.Ф.393, Оп.10, Д.21, Л.63а-65.

#### 2) 割当徴発の停止

\*14 The Trotsky papers: 1920-1922. vol.ii, edited and annotated by J.M.Mejer.Mouton, 1971, p.492. 食糧人民委員部機関紙は、割当徴発を完遂すれば穀物と馬鈴薯を合わせて1、2プードしか残らないことを公式に認めた（Прод.газета. 1921 22 фев.）。

\*15 РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.453, Л.86-87.

\*16 ГАРФ.Ф.130, Оп.4, Д.603, Л.45, 41; Д.586а, Л.199; Д.604, Л.54; Д.546, Л.37; Д.608, Л.1.

\*17 Figis O. Peasant Russia, Civil War: The Volga Countryside in Revolution. Oxford, 1989, p.316 ; Молдцыгин М.А. Рабоче-крестьянский союз. М., 1987. С.59; РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.453, Л.17-18 об.; ГАРФ. Ф.5556, Оп.1, Д.37, Л.42; ЦА ФСБ.Ф.1, Оп.4, Д.123, Л.50 об.

\*18 Собрание Узаконений и распоряжений. 1919, №25, Ст.287; ГАРФ.Ф.130, Оп.3, Д.710, Л.363; ЦА ФСБ.Ф.1, Оп.4, Д.123, Л.50в-50г. 県別ではゴメリ、スモレンスク県がそれぞれ数の上で圧倒的で1万数千人にも達したが、7月のチャー・カー報告では、西部戦線地区での匪賊行為は殆ど根絶されたと述べられた（там же. Д.162, Л.12.）。

\*19 РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.434, Л.4; ЦА ФСБ.Ф.1, Оп.4, Д.162, Л.44 об.; Девятый съезд РКП (б): Протоколы. М., 1960. С.94, 98.

\*20 ЦА ФСБ.Ф.1, Оп.4, Д.162, Л.14о. 同県で8月中に忌避者との闘争が精力に行われた結果、3万1205人が自発的に出頭し、2万306人が捕獲された（там же. Л.64-15.）。

\*21 РГАСПИ.Ф.17, Оп.112, Д.72, Л.37-38.

\*22 The Trotsky papers. vol.ii. p.492-96.

\*23 РГАСПИ.Ф.17, Оп.84, Д.230, Л.8.

\*24 21年1月31日に不当な割当徴発を遂行しようとする食糧部隊と農民との衝突を原因

---

としてチュメニ県イシム郡で勃発した、この時期最大の農民蜂起については、Москвин В.В. Восстание крестьян в Западной Сибири в 1921 году//Вопр.ист.1998.№6.で活写されている。

\*25 РГАСПИ:Ф.17,Оп.2,Д.55,Л.4.

\*26 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.712,Л.7-10.

\*27 РГАСПИ. Ф.17,Оп.3,Д.128,Л.1.アントーノフ=オフセーエンコは、21年1月11日の組織局会議で、地方の活動に派遣するようにとの彼の申請は受理され、ペルミ県食糧会議議長として派遣され、1月31日の同会議で、播種カムパニアの実施のためにペルミ県播種委員長に指名されていた(РГАСПИ.Ф.17,Оп.112, Д.111,Л.8;Д.119,Л.2.)。

\*28 РГАСПИ.Ф.17, Оп.112,Д.120,Л.6.

\*29 Там же. Д.132,Л.118,4.

\*30 トウハチーフスキの派遣以後本格的な匪賊の撲滅作戦が展開され、彼は6月12日づけプリカースで、森林の潜む匪賊を掃討するために、窒息性毒ガスの使用を命じるまでの徹底的な軍事作戦を断行した(Крестьянское движение в Тамбовской губ. в 1919-1921 гг.:Документы и материалы.Тамбов.1994.С.179.)。

\*31 ЦА ФСБ.Ф.1,Оп.5, Д.105,Л.15.

\*32 ГАРФ.Ф.130,Оп.4, Д.207,Л.7.

\*33 Отчет Народного Комиссариата Земледелия IX Всероссийскому съезду советов за 1921 год.М.,1922.С.9,16.

\*34 Изв.ЦК КПСС.1991.№2.С.121.

\*35 Правда. 1920. 5 сент.; Экон.жизнь. 1920. 16 сент.『プラヴダ』に掲載されたオシーンスキの五本の論文は、20年11月に緊急出版され、食糧人民委員部機関誌はこれを食糧活動家の必読文献として紹介した(Бюл.Наркомпрод.1920.20 нояб. С.16.)。

\*36 См.:Генкина Э.Б. Указ.соч.С.47-48.

\*37 Богданов Н. Нар.хоз-во.1919.№6.С.16.

\*38 Беднота. 1920. 14 окт.; Петр.правда. 1920. 22 нояб.; ГАРФ.Ф.130,Оп.3,Д.710,Л.522.

\*39 Восьмой съезд РКП (б):Протоколы.М.,1959.С.230-239,244.

\*40 РГАСПИ.Ф.17,Оп.12,Д.263,Л.16; Изв.Рязан.губ.совета. 1920. 3 нояб.; The Trotsky papers. v.ii,p.488.

\*41 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.38.С.123; Милютин В. Два года экономической диктатуры пролетариата в России.-В кн.: Два года диктатуры пролетариата 1917-1919.М.,1920.С.8; Рунов. Город и деревня.-В кн.там же.С.47-48.

\*42 Изв.ВЦИК. 1918. 6 дек.; Труды 1-го Всероссийского съезда земотделов,комитетов бедноты и коммун.Вып.1.М.,1919.С.23; Аграрная политика Советской власти (1917-1918 гг.): Документы и материалы.М.,1954.С.418-422.

\*43 Труды 1-го Всероссийского съезда земотделов.С.15; Правда. 1919. 16 марта.

\*44 Восьмой съезд РКП (б).С.230-239,244.

\*45 Там же. С.429-432.

\*46 Труды 1-го Всероссийского съезда земотделов.С.13-14; Беднота. 1919 5 нояб.

\*47 ГАРФ.Ф.393,Оп.22,Д.372,Л.156об;Советская деревня глазами ВЧК-ОГПУ-НКВД 1918-



---

1939 :Документы и материалы.Т.1.М.1998.С.178-179.

\*48 РГАЭ.Ф.478,Оп.6,Д.2010,Л.89; Кронштадт 1921:Документы о событиях в Кронштадте весной 1921 г. М.,1997.С.281.

\*49 РГАСПИ.Ф.17,Оп.12,Д.263,Л.16об.

\*50 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.535,Л.21.

\*51 Советы в эпоху военного коммунизма.Ч.2.М.,1928.С.357; ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.604,Л.42.

\*52 ГАРФ.Ф.130, Оп.4,Д.535,Л.68;Д.603,Л.45.

\*53 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.321,Л.19.

\*54 Систематический сборник декретов и распоряжений правительства по продовольственному делу.Кн.V.М.,1921.С.532.この電報は、秋蒔き播種の時期が訪れたが、旱魃のために外部から速やかに種子が到着する期待がなく、地方は地力で播種を行わなければならないとして、『貧農』8月13日号に掲載され、その際、「このすべての遂行を県農業部長と県食糧コミッサールは監視せねばならず、彼らの決定は軍事ブリーカースと見なされる」との文言が加えられた。

\*55 ГАРФ.Ф.1235,Оп.56,Д.9,Л.218;Ф.130,Оп.4,Д.601,Л.60.

\*56 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.602,Л.108; Бюл.Наркомпрода.1920.25дек.С.1;Беднота.1920.23 нояб.

\*57 Осинский Н. Государственное регулирование кретьянского хозяйства.М.,1920.С.30-31 ; Бюл.Наркомпрода.1920. 4.нояб.С.1

\*58 Изв.ЦК КПСС.1991.№6.С.178.

\*59 Троцкий Л.Д. Сочинения.Т.xv.С.241.

\*60 РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.59,Л.36;Д.681,Л.85; Д.59,Л.59,74-75об.

\*61 ГАРФ.Ф.393,Оп.10,Д.21,Л.54;Ф.130,Оп.4,Д.208,Л.345-346;РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.681,Л.85 ; Бюл.Наркомпрода.1920.9 дек.С.1.

\*62 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.208,Л.422-422об.ただし、Декреты Советской власти.Т.xii.С.76-78.に掲載されている、『農民農業経営発展法』草案への同会議での修正の文言と、このアルヒーフ資料の文言とではいくつかの箇所が異同がある。例えば、アルヒーフ資料によれば、第一条は、「農業部は播種委の技術的機関と見なされる」との文言に替わり、「播種委はその技術的機関を設置することなく、県農業部を通して活動する」を挿入する。[播種委に関する条項は]「全口中央執行委により公布される」に替り、「人民委員会議により承認される」を挿入すると決議された。

\*63 Декреты Советской власти.Т.xii.С.86-87.

\*64 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.185-186.

\*65 Поляков Ю.А. Вопр.ист.1964.№7.С.23.

\*66 工芸作物調達の調達問題としては前掲拙著、第八章を参照。

\*67 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.207,Л.115,363;Д.208,Л.194,226,585-585об.

\*68 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.641,Л.4.オシーンスキイが不在の時はクラーエフがその任務を担当した。

\*69 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.30; Беднота.1920. 17 дек.; Бюл.Наркомпрода.1920.25 дек.С.1.

- 
- \*70 Котомкин М.В. Хлеб и революция: продовольственная политика ком. партии и сов. правительства в 1917-1922 годах. М., 1972. С.76.
- \*71 様々な新聞紙上で、党指導者や会場の絵を入れて、大会の様子は連日大々的に報道された。
- \*72 Восьмой Всероссийский съезд советов: стеногр. отчет. М., 1921. С.23-24.
- \*73 Осинский Н. Указ. соч. С.9.
- \*74 Теодрович И. О государственном регулировании крестьянского хозяйства. М., С.3-14.
- \*75 Восьмой Всероссийский съезд советов. С.123-127.
- \*76 РГАСПИ. Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.172.
- \*77 Ленин В.И. Полн. собр. соч. Т.42. С.180-181. 二五日夜のコムニスト・フラク会議でも、地方からの代議員はこぞって集団化路線に批判的であった。「国有化は最終的に農民経営の解体をもたらした」とか、農民経営は「小さければ小さいほどよい」などの主張がなされた(РГАСПИ. Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.316-318.)。
- \*78 Восьмой Всероссийский съезд советов. С.41-42, 47-49, 60-61. 本ソヴェト大会は、共産党以外の党派が参加した唯一の大会となった。
- \*79 РГАСПИ. Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.322-323
- \*80 РГАСПИ. Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.380, 381, 385.
- \*81 РГАСПИ. Ф.94, Оп.2, Д.16, Л.380; Ф.17, Оп.2, Д.49, Л.1, 6; Ленин В.И. Полн. собр. соч. Т.42. С.199.
- \*82 Восьмой Всероссийский съезд советов. С.198-199, 137, 138-139.
- \*83 Там же. С.267-271.
- \*84 Троцкий Л.Д. Сочинения. Т.хv. С.241.
- \*85 Коммуна(Калуга.). 1920. 13 окт.
- \*86 ГАЭ. Ф.3429, Оп.1, Д.232, Л.137; The Trotsky Papers. Т.ii, p.48, 360; ГАРФ. Ф.130, Оп.5, Д.723, Л.209.
- \*87 Прод.газета. 1921. 13 янв.; Беднота. 1921. 13 фев.
- \*88 РГАСПИ. Ф.17, Оп.112, Д.119, Л.57-58.
- \*89 Прод.газета. 1921. 4, 2 фев.
- \*90 Декреты Советской власти. Т.хii. С.76-87.
- \*91 ГАРФ. Ф.1235, Оп.38, Д.3, Л.18-25; Декреты Советской власти. Т.хii. С.151-158.
- \*92 РГАЭ. Ф.478, Оп.1, Д.851, Л.17; ГАРФ. Ф.130, Оп.5, Д.641, Л.4; РГАСПИ. Ф.17, Оп.112, Д.119, Л.2-3; Д.125, Л.6.
- \*93 Беднота. 1921. 19, 28, 25 янв.; 3 фев.
- \*94 農業人民委員代理オシーンスキは、この農業人民委員部フォンドの大部分は都市住民のパン配給の削減により形成されたと報告した(Беднота. 1921. 24 фев.)。
- \*95 Прод.газета. 1921. 14 янв.
- \*96 Беднота. 1921. 3 марта; 22 фев.; 5 апр.
- \*97 Отчет Народного Комиссариата Земледелия. С.34.
- \*98 Изв. Орлов. губ. и гор. исполкома. 1921 4 марта.; Коммуна(Самара.). 1921 27, 29 янв

- 
- \*99 ГАРФ.Ф.1235,Оп.94,Д.15,Л.108; Красная деревня.1921. 24 мая1; ГАРФ. Ф.130,Оп.5,Д.723,Л.2016.об.; Беднота. 1921. 9 фев.
- \*100 Беднота. 1921. 25,15 янв.; Советы в эпоху военного коммунизма.Ч.2.С.163.
- \*101 Декреты Советской власти.Т.хii.С.210-211.
- \*102 РГАЭ.Ф.1943,Оп.2,Д.535, Л.6-6об. ;Д.539,Л.5; Коммуна(Самара.). 1921.7,25 янв.
- \*103 РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.664,Л.268.
- \*104 ГАРФ.Ф.1235,Оп.96,Д.508,Л.153-154.
- \*105 Там же.Ф.393,Оп.28,Д.13,Л.168; РГАСПИ.Ф.17, Оп.65, Д.375,Л.27-28.
- \*106 Там же. ,Д.453, Л.127;ГАРФ.Ф.1235,Оп.96,Д.508,Л.111-112; Ф.130,Оп.4,Д. 207,Л.116; Беднота. 1921.1 марта;24,17 фев.
- \*107 Прод.газета. 1921. 17 марта.
- \*108 Бюл.Наркомпрода.1920.13 авг.С.1; ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.723,Л.10.
- \*109 Моисеенко Н. Четвертая годовщина Наркомпрода:Сб.статтей.М.,1921.С.16.
- \*110 РГАСПИ. Ф.17,Оп.3,Д.128,Л.5.; Прод.газета. 1921. 9 фев.
- \*111 Беднота. 1921. 26 фев.
- \*112 Прод.газета. 1921. 26 фев.
- \*113 Генкина Э.Б.Указ соч.С.69-70; Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.308.
- \*114 РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.664.261-269.以下で述べるようにタムボフ県にこの指令が発送されたのは确实だが、アルヒーフのこの文書には含まれていない。
- \*115 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.644,Л.4.この内容は2月13日づけ『食糧新聞』で公表された。
- \*116 Крестьянское движение в Тамбовской губ.С.104; РГАСПИ.Ф.17,Оп.112, Д.128, Л.111-111об.
- \*117 РГАЭ.Ф.1943,Оп.2,Д.1300,Л.25; РГАСПИ.Ф.17,Оп.13, Д.1007, Л.8.
- \*118 РГАЭ.Ф.1943,Оп.2,Д.1300 Л.19.
- \*119 Там же. Л.20.
- \*120 Там же. Л.22,21;Оп.1,Д.829,Л.48.
- \*121 Там же. Оп7,Д.2334,Л.129,146; РГАСПИ.Ф.17,Оп.13, Д.1007, Л.8,15.
- \*122 Крестьянское движение в Тамбовской губ.С.111
- \*123 РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.663,Л.35.
- \*124 РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.829,Л.47; Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.54.С.439; РГАЭ.Ф.1943, Оп.7, Д.2334,Л.177.
- \*125 Там же.Л.16-17,30,41-42,68,133,135,226,240;The Trotsky papers. vol.ii. p.406-08; Крестьянское движение в Тамбовской губ.С.120.

### 3) 現物税布告の策定

- \*126 Поляков Ю.А. Указ соч.С.225; Е.Н.The Bolshevik Revolution,1917-1923,Penguin books, vol.2,p.259.邦訳 宇高基輔訳 『ボリシェヴィキ革命』第2巻、みすず書房、1967年、195ページ、ただし、訳語は同じではない。;Iarov S.V.Op.cit.p.124; Кабанов В.В. Крестьянское хозяйство в условиях «военного коммунизма».М.,1988.С.45-46; Генкина Э.Б. Переход

---

советского государства к НЭПу.М..1964.С.70.

\*127 例えば、都市と農村を国民経済として統合することを目指した「八・ソ体制」が破綻した結果として、ネップ体制が成立したと主張する考察（石井 規衛「『ネップ』初期研究」『史学雑誌』86 編 12 号、1977 年）

\*128 Теодрович И. Восемь лет нашей крестьянской политики.М.,С.24.

\*129 Беднота.1921. 5 апр.; Отчет Народного Комиссариата Земледелия.С.9.

\*130 Генкина Э.Б. Государственная деятельность.С.57.このように指摘するゲンキナが、この時開催されたソヴェト大会で、ネップへの最初の転換を認めるのは、論理的矛盾がある。

\*131 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.52.

\*132 この時期のソヴェト政策に関する研究者の評価が分かれるのは、レーニンの演説の中に厳しい現実認識と楽観的将来構想が、混在していることも一因となっている。例えば、11 月 21 日のモスクワ県党協議会でレーニンは、集団経営を退け個人農民経営が長期的に存続する可能性を指摘しながらも、「共産主義とはソヴェト権力プラス全国の電化である」との、荒唐無稽なテーゼを出したように(там же.С.30.)。後者は明らかに、この時期一般的であった共産主義幻想の産物である。

\*133 Там же. Т.52.С.22-23.

\*134 Там же.Т.42.С.51;Т.38.С.353.;Т.51.С.351;Т.54.С.439; ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.208,Л.506; РГАСПИ.Ф.17,Оп.2,Д.61,Л.1.

\*135 Степанов И. Предисловие.-В Кн.:Гильфаддинг Р.Финансовый капитал.М.,1922.С.vi.

\*136 ГАРФ.Ф.130,Оп.3,Д.3,Л.2; Декреты Советской власти.Т.iv.С.292-294; РГАЭ.Ф.1943, Оп.1, Д.24,Л.41; Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.43.С.28,30.

\*137 РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.26,Л.10,23.

\*138 この議論の詳細については、拙著「第七章、四 商品交換と市場」を参照。

\*139 ГАРФ.Ф.130,Оп.4,Д.546,Л.158; Бюл.Наркомпрода.1920.25 дек.С.2.

\*140 РГАСПИ.Ф.94,Оп.2,Д.16,Л.316-323; Восьмой Всероссийский съезд советов.С.146-147.

\*141 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.387.

\*142 Советская Сибирь. 1921. 14,27,28 янв.

\*143 РГАСПИ.Ф.17,Оп.13,Д.905,Л.5;Оп.12,Д.498,Л.142-143; Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет viii созыва (i-iv сессии):стеногр.отчет.М.,1922.С.215.

\*144 Генкина Э.Б. Государственная деятельность.С.79-80.

\*145 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.641.Л.16,19.

\*146 РГАСПИ.Ф.17,Оп.3,Д.131,Л.1; Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.333.

\*147 また、彼女はレーニンの予備的草稿が同政治局会議で採択されたとするが、これを証明する資料はない（Генкина Э.Б. Государственная деятельность.С.79-80.）。ヤーロフは、この動議は私的に準備され、予備的審議の対象ではなかったと見ている（Iarov.S.V. Op.cit.p.125.）。

\*148 戦時共産主義期の割当徴発構想については、前掲拙著「四 商品交換制度と市場」を参照のこと。

- 
- \*149 Генкина Э.Б. Государственная деятельность.С.80.
- \*150 Дмитренко В.П. Советская экономическая политика в первые годы пролетарской диктатуры.М.,1986.С. 197,202.
- \*151 Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет viii созыва (i-iv сессии). С.97; Декреты Советской власти.Т.xiii.С.250-253.
- \*152 Экон.жизнь. 1921. 14 янв.
- \*153 Правда. 1921. 17,26 фев.
- \*154 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.42.С.363.
- \*155 The Trotsky papers.Т.ii,р.388-90,394.
- \*156 現物税案の作成過程と草案のヴァリエーションに関しては、Декреты Советской власти. Т.xiii.С.204-205;荒田 洋「食糧税への移行」門脇 彰・荒田 洋編『過渡期経済の研究』日本評論社、1975年、参照。
- \*157 Ленин В.И. Полн.собр.соч.Т.43.С.371-73.
- \*158 Там же. Т.43.С.218;Т.52.С. 91-92.
- \*159 この大会は元々2月6日に開催が予定されたが、説明なしに1ヶ月延期された。
- \*160 РГАСПИ.Ф.17,Оп.84,Д.272,Л.100.
- \*161 Кронштадт 1921.С.8,33; РГАСПИ.Ф.17,Оп.84,Д.228, Л.8;Д.198,Л.1;Д.229,Л.1.
- \*162 РГАСПИ.Ф.17,Оп.2,Д.61,Л.2.
- \*163 大会代議員 700人のうち約300人が鎮圧に出向いたと、ゲーンキナは典拠なしに述べているが(Генкина Э.Б. Государственная деятельность.С.100.)、ペトログラド委から提出された動員された代議員リストによれば183人を数える(РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.555.Л.96.)。
- \*164 Десятый съезд РКП (б):стеногр.отчет.М.,1963.С.36,37,79.同大会でトロツキーは、「わたしは今年の2月に現在審議され採択されるであろう割当徴発から税への交替についての提案を中央委に出した。わたしは自由貿易論、自由商業への志向として非難され、中央委で4票を得ただけであった」と、このことについて触れた(там же. С.349-350.)。
- \*165 Там же. С.89,113.
- \*166 Там же. С.404-408,409;421.
- \*167 Там же. С.431-433,444-445,434-436,445.
- \*168 Там же. С.33-34,78,413.
- \*169 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д,Л.92.
- \*170 Десятый съезд РКП (б).С.407.
- \*171 РГАСПИ.Ф.17,Оп.3,Д.138,Л.1.
- \*172 Там же. Д.139,Л.2-4; Декреты Советской власти.Т.xiii.С.250-253.18日の政治局会議では、明日マニフェストを採択するための緊急会議が開かれるかもしれないとの理由で、政治局員全員と署名が必要なВ Ц И К幹部会員と人民委員に明日の禁足令が出された。
- \*173 РГАСПИ.Ф.17,Оп.3,Д.138,Л.1;Прод.газета.1921.20 марта; Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет viii созыва (i-iv сессии). С.89-91.
- \*174 決議は Десятый съезд РКП (б).С.608-09.、布告は Декреты Советской власти.Т. xiii.С.245-47.

- 
- \*175 ГАРФ.Ф.130,Оп.5,Д.644,Л.9,11,12об.-15.
- \*176 Изв.ВЦИК. 1918. 28 авг.
- \*177 РГАСПИ.Ф.17,Оп.3,Д.138,Л.1; Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).М.,1921.С.17.
- \*178 РГАСПИ.Ф.17,Оп.163,Д.125,Л.9.; Протоколы десятой всероссийской конференции РКП (б).С.17; Декреты Советской власти.Т.хiii.с.283-84.
- \*179 РГАСПИ.Ф.17,Оп.65,Д.489,Л.54; ЦА ФСБ.Ф.1,Оп.4,Д.162,Л.41.
- \*180 РГАЭ.Ф.1943,Оп.1,Д.745,Л.72; ГАРФ.Ф.130, Оп.4,Д.321,Л.291.
- \*181 Советская деревня глазами ВЧК-ОГПУ-НКВД.Т.1.С.350,358.
- \*182 РГАСПИ.Ф.17,Оп.13,Д.1030,Л.1,18,54.Самара県では 3 月 28 日布告の発布後に開かれた県ソヴェト拡大会議で、「闇食糧取締部隊は至る所で解除されている。現在は、共和国全土での闇食糧取締部隊の解除に伴い、県から県への種子材の搬送が支障なく行えるようになった」と、県食糧コミッサール・レーキフはこの布告に関連づけて、播種材の確保を促した (Коммуна(Самара.). 1921. 30 марта.)。
- \*183 РГАСПИ.Ф.17,Оп.2,Д.61,Л.1.
- \*184 Всероссийский Центральный Исполнительный Комитет viii созыва (i-iv сессии). С. 85,87.
- \*185 Декреты Советской власти.Т.хiii.с.250-253; Беднота. 1921. 23 марта.